加東市地域防災計画【震災対策編】(案)新旧対照表

(現 行)

<改 正 後> <修正理由>

字句の追記

字句の修正

字句の追記

第1編総則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(1) <u>市(「加東市」をいう。以下同じ。)</u>、兵庫県(以下「県」という。)、加東市域を管轄する指定地方 行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (2)~(5) (略)

第2 計画の性格と役割 (略)

第3 計画の構成

- (1) (略)
- (2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 災害予防計画

[第1章]基本方針

[第2章] 災害応急対策に係る備えの充実

[第3章] 市民参加による地域防災力・減災力の向上

[第4章] 減災のための 防災基盤の整備

第3編 災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

「第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

第5編 災害復興計画

第4 計画の修正 (略)

第1編総則

第1章 計画の前提

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

(1) 加東市(以下「市」という。) 、兵庫県(以下「県」という。)、加東市域を管轄する指定地方 行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (2) ~(5) (略)

第2 計画の性格と役割 (略)

第3 計画の構成

- (1) (略)
- (2) 本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

[第1章]計画の前提

[第2章]災害に関する現状と課題

第2編 災害予防計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 災害応急対策に係る備えの充実

[第3章] 市民参加による地域防災力・減災力の向上

[第4章] 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

第3編 災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

「第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

第4編 災害復旧計画

「第1章] 災害復旧事業の実施

[第2章] 生活再建支援

[第3章] 災害公営住宅の建設

「第4章〕災害義援金の募集等

第5編 災害復興計画

「第1章] 組織の設置

「第2章] 復興計画の策定

[興計画の策定 字句の追記

第4 計画の修正 (略)

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の 大綱は、概ね次のとおりである。

1 市

1 1/3				
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1防災会議に関すること	1 災害応急対策の総合的推進	1 災害復旧の事務	1 災害復興対策に
	2 地域防災基盤の整備	2 災害応急対応に係る組織の設	又は業務の実施	係る組織の設置
	3防災に関する組織の整備	置・運営	2施設及び設備の	運営
	4 防災に関する施設及び設備の	3災害に関する情報の収集・伝達	災害復旧	2 災害復興計画の
	整備・点検	及び被害の調査	3被災者の生活支	
	5 災害応急・復旧用資機材及び物	4市民等への避難の準備・勧告・	援	業の推進
	資の備蓄・整備	指示及び誘導	4所管施設の復旧	
	6 災害時における医療及び緊急	5市民等への災害時広報及び災		
	輸送体制の整備	害相談の実施		
	7 自主防災組織の育成	6消防・水防その他の応急措置		
	8 防災知識の普及と防災に関す	7被災者の救助及び救護その他		
	る教育及び訓練の実施	の保護		
	9防災に関する調査研究	8廃棄物・環境対策の実施		
	10消防・予防活動	9緊急時の交通及び輸送の確保		
	11消防力の強化	1 0 所管施設の災害応急対策の 実施		
		11被災した施設・設備の応急復		
		12災害時における清掃・感染症		
		対策その他の保健衛生に関す		
		る措置		
		13災害時における応急教育及		
		び応急保育		
		14防災関係機関が実施する災		
		害応急対策の調整		
		15ボランティア等災害対策要		
		員受入体制の整備		
		16その他災害発生防御又は拡		
		大防止のための措置		
	1			

3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近 畿管 区警察局		1管区内各府県警察の指導・ 調整 2他管区警察局との連携 3関係機関との協力 4情報の収集及び連絡		
近畿総合通信局	1非常時の重要通信確 保体制の整備 2非常通信協議会の指 導育成	5警察通信の運用 1 災害時における通信手段 の確保 2 災害対策用移動通信機器 等の貸出し		

第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の 大綱は、概ね次のとおりである。

1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1防災会議の開催等	1 災害応急対策の総合的推進	1 災害復旧の事務	
	2地域防災基盤の整備	2 災害応急対応に係る組織の設	又は業務の実施	係る組織の設置
	3防災に関する組織の整備	置・運営	2施設及び設備の	運営
	4 防災に関する施設及び設備の	3災害に関する情報の収集・伝達	災害復旧	2 災害復興計画の
	整備・点検	及び被害の調査	3被災者の生活支	策定及び復興事
	5災害応急・復旧用資機材及び物	4市民等への避難の	援	業の推進
	資の備蓄・整備	指示及び誘導		
	6 災害時における医療及び緊急	5市民等への災害時広報及び災		
	輸送体制の整備	害相談の実施		
	7 自主防災組織の育成	6消防・水防その他の応急措置		
	8防災知識の普及と防災に関す	7被災者の救助及び救護その他		
	る教育及び訓練の実施	の保護		
	9防災に関する調査研究	8廃棄物・環境対策の実施		
	10消防・予防活動	9緊急時の交通及び輸送の確保		
	11消防力の強化	10所管施設の災害応急対策の		
		実施		
		11被災した施設・設備の応急復		
		旧		
		12災害時における清掃・感染症		
		対策その他の保健衛生に関す		
		る措置		
		13災害時における応急教育及		
		び応急保育		
		14防災関係機関が実施する災		
		害応急対策の調整		
		15ボランティア等災害対策要		
		員受入体制の整備		
		16その他災害発生防御又は拡		
		大防止のための措置		

2 県 (略)

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近		1管区内各府県警察の指導・ 調整 2他管区警察局との連携 3関係機関との協力 4情報の収集及び連絡 5警察通信の運用		
近畿総合通信局	1 非常時の重要通信確 保体制の整備 2 非常通信協議会の指 導育成 3 情報伝達手段の多様 化・多重化の促進	1 災害時における通信手段 の確保 2 災害対策用移動通信機器 等の貸出し		

字句の修正

災害対策基本法改正に伴う

「2施設及び設備の災害復 旧」と重複しているため削除 <現 行> <改 正 後>

<修正理由>

近畿財務		1 仮設住宅設置可能地の提	1 災害復旧事業費杏定	復興住字建設等候補	近畿財務		1 仮設住宅設置可能地の提	1 災害復旧事業費杏定	復風住字建設等候補	
局神戸財		示	の立会	地の提示	局神戸財		示	の立会	地の提示	
務事務所		2金融機関に対する緊急措		NEO NIVENT	務事務所		2金融機関に対する緊急措		2E/21/E/1	
(分争(分/)					4分字4分/기					
		置の指示	る単独災害復旧事業				置の指示	る単独災害復旧事業		
			(起債分)の査定及び					(起債分)の査定及び		
			災害融資					災害融資		
近畿厚生		救援等に係る情報の収集及			近畿厚生		救援等に係る情報の収集及			
局		び提供			局		び提供			IB 0.1484//31> - N/ 5 /4
兵庫労働	工場、事業場における労				兵庫労働	工場、事業場における労	1 労働災害発生情報の収集	災害復旧工事等におけ	災害復興工事等における	県地域防災計画に伴う修正
局 (西脇労	働災害防止の監督指導				局 (西脇労	働災害防止の監督指導	2労働災害の二次災害防止	る労働災害防止	労働災害防止	
働基準監					働基準監		3労働災害・通勤災害被災者	<u> </u>	<u> </u>	
督署)					督署)		への迅速な労災補償			
	1 曲地 曲米田松元	1. 山山 4 白 松 4 4 の 豚 夕 4 4 4	1 夕纸田地理木田の河			1 曲山 曲光田长元公		1 夕廷田地部本田の河		
	1農地・農業用施設等の	1 土地改良機械の緊急貸付				1農地・農業用施設等の	1 土地改良機械の緊急貸付			
局(兵庫県	災害防止事業の指導	け	遣		局 (兵庫県		け	遣		
拠点)	及び助成	2農業関係被害情報の収集			拠点)	及び助成	2農業関係被害情報の収集			
	2農作物等の防災管理	報告	災害復旧事業の指導			2 農作物等の防災管理	報告	災害復旧事業の指導		
	指導	3 農作物等の病害虫防除の	及び助成			指導	3農作物等の病害虫防除の	及び助成		
	3地すべり区域(直轄)	指導	3被害農林漁業者等に			3地すべり区域(直轄)	指導	3被害農林漁業者等に		
	の整備	4食料品、飼料、種もみ等の	対する災害融資の指			の整備	4食料品、飼料、種もみ等の	対する災害融資の指		
		安定供給対策	導及び助成				安定供給対策	導及び助成		
(農林水		災害救助用米穀の供給	1,500 55/50		(農林水		災害救助用米穀の供給	1,500 55,50		
産省)		(売却)			産省)		(売却)			
	- B 10-1-17 17 16-16	04-17			.—	- E	04-17			
	1国有林における治山		国有林における荒廃			1国有林における治山	災害対策用復旧用材の	国有林における荒廃		
森林管理		供給	地の復旧		森林管理		供給	地の復旧		
局	の整備				局	の整備				
	2国有林における災害					2国有林における災害				
	予防及び治山施設に					予防及び治山施設に				
	よる災害予防					よる災害予防				
	3林野火災予防対策					3 林野火災予防対策				
ar ele en ale	- 11-35 (5 (4)55/35/1	・ (((ウェ) 佐田北海 の供外)。	・ 生活 火売 口 / 与 口 次 投	1 hb(() 1h o (5 Pa + 45)	ne sis sor nie	- 11-22-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-1	1 (((中山佐田北佐の世仏))	4 中江 70年日 /年四次操	* 神似山本/左阳十二	
近畿経済	- 11-13 0 2 1 13 3 3 1	1 災害対策用物資の供給に			近畿経済	- 11133 (3 (4)23/33/1	1 災害対策用物資の供給に			
近 畿経済産業局		関する情報の収集及び伝	材等の供給に関する	2電力・ガス施設等の本	近畿経済産業局	- 11.33 (3.63)3.43/1	関する情報の収集及び伝	材等の供給に関する	2電力・ガス施設等の本	
		関する情報の収集及び伝 達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達	2電力・ガス施設等の本 格復興			関する情報の収集及び伝 達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達	2電力・ガス施設等の本 格復興	
		関する情報の収集及び伝 達 2 災害時における所管事業	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ			関する情報の収集及び伝 達 2 災害時における所管事業	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
		関する情報の収集及び伝 達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業	2電力・ガス施設等の本 格復興			関する情報の収集及び伝 達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業	2電力・ガス施設等の本 格復興	
		関する情報の収集及び伝 達 2 災害時における所管事業	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ			関する情報の収集及び伝 達 2 災害時における所管事業	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
		関する情報の収集及び伝達 2災害時における所管事業 に関する情報の収集及び	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ			関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
		関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ			関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
産業局		関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局		関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
産業局 中部近畿	1電気、火薬類、都市ガ	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿	1電気、火薬類、都市ガ	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、、	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
産業局 中部近畿 産業保安	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 産業保安	1電気、火薬類、都市ガ ス、高圧ガス、液化石	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
産業局 中部近畿 産業保安 監督部近	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 産業保安 監督部近	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	
産業局 中部近畿 産業保安	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 産業保安	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部近畿 産業保安 監督部近	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 産業保安 監督部近	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部近畿 産業保安 監督部近	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 産業保安 監督部近	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部近畿安 監督部 畿支部	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 平業保 監督 総 支部	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部近畿安 監督部 畿支部	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 平業保 監督 総 支部	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3電力・ガスの供給の確保 1電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部近畿安 監督部 畿支部	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿 平業保 監督 総 支部	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部工作 中産業督部 機支近 機力 整備局	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共士木施設の応急 点検体制の整備	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中部近畿安正	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策 <u>の指導</u> 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産業督部 ・ 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2応急機材の整備及び	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中産業の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1電気、火薬類、都市ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中部近保部 と	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1車轄公共土木施設の整備と防災管整備と防災管整備及び備蓄	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中産業局 中産といる。 一中産業を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監数 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応強材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	產業局 中產監數 一中產監數 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄に対している。	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指生2 金川における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備また場上が変勢で乗る機材の整備及び備まなび、防警報のでは、おおいた事業のでは、おいた事業をある。	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中産監 職支 一 中産監 機 支 一 で 機 管 を が と を が と の に (連 り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備指定河川の洪水予警報及び水防警報の	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路延通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監数 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応強材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共士木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	產業局 中產監數 一中產監數 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄に対している。	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指生2 金川における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備また場上が変勢で乗る機材の整備及び備まなび、防警報のでは、おおいた事業のでは、おいた事業をある。	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス施 誤等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中産監験 一中産監験 一近機等す 一近機構 一度 一点 一点 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備指定河川の洪水予警報及び水防警報の	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路英通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指生2 金川における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備また場上が変勢で乗る機材の整備及び備まなび、防警報のでは、おおいた事業のでは、おいた事業をある。	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共士木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	産業局 中産監験 一中産監験 一近機等す 一近機構 一度 一点 一点 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位 一位	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備指定河川の洪水予警報及び水防警報の	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2被災中小企業の事業 再開に関する相談・支援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本 格復興 3被災中小企業の復興そ	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指生2 金川における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備また場上が変勢で乗る機材の整備及び備まなび、防警報のでは、おおいた事業のでは、おいた事業をある。	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス施 誤等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	産業局 中産監義 ・ 中産監 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備指定河川の洪水予警報及び水防警報の	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路英通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共土木施設の 復旧	2電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興そ の他経済復興の支援	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安で確実対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1車轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄3指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE)	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援	2電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	産業局 中産監義 ・ 中産監 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガスを施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄3指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE)	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 3 電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共土木施設の 復旧	2電力・ガス施設等の本格復興 3被災中小企業の復興そ の他経済復興の支援 1復興計画策定に対する	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄河川の洪水予警報及び水防達 3 指定び水防警報の登備を防災で強	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共士木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路逐通の確保 3 直轄公共士木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE) 1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共士木施設の 復旧	2電力・ガス施設等の本 格復興 3 被災中小企業の復興そ の他経済復興の支援 1 復興計画策定に対する 支援	產業局 中產監數 一中產監數 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄河川の洪水予警報及び水防警報のび、高額では、高数では、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE) 1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共士木施設の 復旧	2電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興そ の他経済復興の支援 1 復興計画策定に対する 支援	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄3指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめられる場合の緊急対応 (TEC・FORCE) 1 所管事業に関する情報の 収集及びに強 2 交通機関利用者への情報	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共士木施設の 復旧	2電力・ガス施設等の本格復興 3被災中小企業の復興その他経済復興の支援 の他経済復興の支援 1復興計画策定に対する 支援 2被災関係事業者等に対	產業局 中產監數 一中產監數 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理偏差で、管理と防災管理偏差3指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策 <u>の指導</u> 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC FORCE) 1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共士木施設の 復旧	2電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 1 復興計画策定に対する 支援 2 被災関係事業者等に対	県地域防災計画に伴う修正
産業局 中産監	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄河川の洪水予警報及び水防達 3 指定び水防警報の登備を防災で強	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス、 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応 急対策 1 直轄公共士木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路逐通の確保 3 直轄公共士木施設の二次 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE) 1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共士木施設の 復旧 1 被災交通施設等に対 する本格的な機能復 旧の指導 2 交通機関利用者への	2電力・ガス施設等の本格復興 3被災中小企業の復興その他経済復興の支援 の他経済復興の支援 1復興計画策定に対する 支援 2被災関係事業者等に対	產業局 中產監數 一中產監數 一一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	1電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進2鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進1直轄公共土木施設の整備と防災管理2応急機材の整備及び備蓄河川の洪水予警報及び水防警報のび、高額では、高数では、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、一大変を表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、	関する情報の収集及び伝達 2 災害時における所管事業 に関する情報の収集及び 伝達 3 電力・ガスの供給の確保 1 電気、火薬類、都市ガス 高圧ガス、液化石油ガス施 設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等 急対策の指導 1 直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と 制限及び道路交通の確保 災害の防止 4 緊急を要するとみとめら れる場合の緊急対応 (TEC-FORCE) 1 所管事業に関する情報の 収集及び伝達	材等の供給に関する 情報の収集及び伝達 2 被災中小企業の事業 再開に関する相談・支 援 3電力、ガス、工業用水 道の復旧支援 直轄公共士木施設の 復旧 1 被災交通施設等に対 する本格的な機能復 目の指導 2 交通機関利用者への	2電力・ガス施設等の本格復興 3 被災中小企業の復興その他経済復興の支援 1 復興計画策定に対する 支援 2 被災関係事業者等に対	県地域防災計画に伴う修正

		<現 付≥						< 💢	止 俊/	
		輸送、迂回輸送等実施のた	247 1101 1101 21 11 1					輸送、迂回輸送等実施のた	247 1107 1070 - 1 1 7	
		めの調整	る協力					めの調整	る協力	
		4貨物輸送確保にかかる貨						4貨物輸送確保にかかる貨		
		物運送事業者に対する協						物運送事業者に対する協		
		力要請						力要請		
		5 道路運送にかかる緊急輸						5 道路運送にかかる緊急輸		
		送命令に関する情報収集						送命令に関する情報収集		
神戸運輸		1所管事業に関する情報の	1被災交通施設等に対	1復興計画策定に対する		神戸運輸		1所管事業に関する情報の	1被災交通施設等に対	1復興計画策定に対する
監理部		収集及び伝達	する本格的な機能復	支援		監理部		収集及び伝達	する本格的な機能復	支援
		2 特に必要があると認めら	旧の指導	2被災関係事業者等に対				2 特に必要があると認めら	旧の指導	2被災関係事業者等に対
		れる場合の輸送命令	2 交通機関利用者への	する支援				れる場合の輸送命令	2 交通機関利用者への	する支援
	所管する交通施設及	1 所管事業に関する情報の	情報提供				所管する交通施設及	1 所管事業に関する情報の	情報提供	
(兵庫陸	び設備の整備につい	収集及び伝達	3復興計画策定に対す			(兵庫陸	び設備の整備につい	収集及び伝達	3 復興計画策定に対す	
運部)	ての指導	2 交通機関利用者への情報	る協力			運部)	ての指導	2 交通機関利用者への情報	る協力	
		の提供						の提供	- ,,,,,	
		3旅客輸送確保に係る代替						3旅客輸送確保に係る代替		
		輸送、迂回輸送等実施のた						輸送、迂回輸送等実施のた		
		めの調整						めの調整		
		4 貨物輸送確保に係る貨物						4 貨物輸送確保に係る貨物		
		運送事業者に対する協力						運送事業者に対する協力		
		要請 5 道路運送に係る緊急輸送						要請		
								5 道路運送に係る緊急輸送		
25 Mg 141 - L-	Libert de BB (+ 4n 77 2 vin 4	命令に関する情報収集	/bin mill by a childra		4	ar sky tit. L.	UtomotoBB (+4n 77 2 on4	命令に関する情報収集	Actor will be a collect	
	地理空間情報及び防	防災関連情報の把握及	復旧測量等の実施及				地理空間情報及び防	防災関連情報の把握及	復旧測量等の実施及	
測量部	災関連情報の提供及	び提供	び支援			測量部	災関連情報の提供及	び提供	び支援	
	び活用支援						び活用支援			
大阪管区		気象・地象・水象に関す	被災地域における災	被災地域における災		大阪管区		気象・地象・水象に関す	被災地域における災	被災地域における災
気象台			害復旧を支援するた	害復興を支援するた		気象台		る観測、予報、警報等(地	害復旧を支援するた	害復興を支援するた
(神戸地		象のうち地震にあって	め、観測データや気	め、観測データや気		(神戸地			め、観測データや気	め、観測データや気
方気象台)		は発生した断層運動に	象、地象等総合的な	象、地象等総合的な		方気象台)		は発生した断層運動に	象、地象等総合的な	象、地象等総合的な
		よる地震動に限る) 及び	情報の適時・適切な	情報の適時・適切な				よる地震動に限る) 及び	情報の適時・適切な	情報の適時・適切な
		情報の発表並びに伝達	提供	提供				情報の発表並びに伝達	提供	提供
近畿地方	1 地盤沈下防災対策	1 所管施設等の避難場所等	1環境監視体制に関す	環境配慮の確保		近畿地方	1 地盤沈下防災対策	1 所管施設等の避難場所等	1環境監視体制に関す	環境配慮の確保
環境事務	2廃棄物処理に係る防	としての利用	る支援措置			環境事務	2 廃棄物処理に係る防	としての利用	る支援措置	
所	災体制の整備	2緊急環境モニタリングの	2災害廃棄物等の処理			所	災体制の整備	2緊急環境モニタリングの	2 災害廃棄物等の処理	
	3飼育動物の保護等に	実施					3 飼育動物の保護等に	実施		
	係る普及啓発に関す	3 地盤沈下地域状況の把握				1	係る普及啓発に関す	3 地盤沈下地域状況の把握		
	る支援	4 災害廃棄物等の処理対策				1	る支援	4 災害廃棄物等の処理対策		
	w - 5404	5 危険動物等が逸走した場				1	w - 5400	5 危険動物等が逸走した場		
		合及び家庭動物等の保護				1		合及び家庭動物等の保護		
		等に関する地方公共団体				1		等に関する地方公共団体		
		への情報提供、連絡調整等				1		への情報提供、連絡調整等		
		の支援				1		の支援		
		ツメ抜] [い 火抜		

4 自衛隊 (略)

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		事業運営の確保 2 災害時における郵政 事業に係る災害特別	被災郵政事業施設 の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		事務取扱い及び援護 対策 金融特例措置の発 動	金融機関に対する 緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市		1 災害時における医療 救護		

4 自衛隊 (略)

5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社		1 災害時における郵政	被災郵政事業施設	
(市内各郵便局)		事業運営の確保	の復旧	
		2災害時における郵政		
		事業に係る災害特別		
		事務取扱い及び援護		
		対策		
日本銀行		金融特例措置の発	金融機関に対する	
(神戸支店)		動	緊急措置の指導	
日本赤十字社		1災害時における医療		
(兵庫県支部、加東市		救護		

<現 行> < 改 正 後 >

	~	11/		
地区赤十字奉仕団) 日本放送協会 (神戸放送局) 西日本高速道路株式 会社(関西支社) 西日本旅客鉄道株式 会社(神戸支社)	放送施設の整備と 防災管理 有料道路 (所管) の 整備と防災管理 鉄道施設の整備と 防災管理	2こころのケア(看護 師等による心理的・ 社会的支援) 3 教援物資の配分 1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施 有料道路(所管)の 応急対策の実施 1 災害時における緊急 鉄道輸送 の実施	被災放送施設の復 旧 被災有料道路 (所 管) の復旧 被災鉄道施設の復 旧	
西日本電信電話株式 会社 (兵庫支店) 株式会社NTTドコ モ関西支社、エヌ・テ ーションズ株式会社 KDDI株式会社 (神戸支店) ソフトバンク株式会 社	電スU世 高政権の整備と防災管理	1電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信	仮火电ス団信式闸 の災害復旧	
日本通運株式会社(各		災害時における緊		
支店) ヤマト運輸株式会社		急陸上輸送 災害時における物		
7 7 7 理制体式会往		災害時における物 資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車		災害時における物		
運送協同組合	電力供必払売の動	資輸送 電力供給施設の応	かべる・カー・イン・ト	
関西電力送配電株式 会社 (神戸支店、姫路支 店)	備と防災管理	急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社 (導管事業部 兵庫導管部)	ガス供給施設の整 備と防災管理	ガス供給施設の応 急対策の実施	被災ガス供給施設 の復旧	

6 指定地方公共機関 (略)

7 一部事務組合

/ 一即手伤和口	
団体・管理者名	業務の大綱
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	1市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 2消火、救出、救助・救護活動 3災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理への協力
北播衛生事務組合	し尿処理への協力

第2 市民等の責務

		<改 正	後>	<修正理由>
地区赤十字奉仕団)		2 こころのケア(看護 師等による心理的・ 社会的支援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と 防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復 旧	
西日本高速道路株式 会社(関西支社) 西日本旅客鉄道株式	整備と防災管理	有料道路(所管)の 応急対策の実施 1災害時における緊急	被災有料道路(所管)の復旧 被災鉄道施設の復	
会社(神戸支社)	防災管理	までは、 まがであった。 まがである。 まがである。 まができます。 まができます。 まができます。 まができます。 まができます。 ないできます。 のは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	旧	
西日本電信電話株式 会社(兵庫支店) 株式会社NTTドコ モ関西支社、エヌ・テ ィ・ティ・コミュニケ ーションズ株式会社	電気通信設備の整 備と防災管理	1電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2 災害時における非常 緊急通信		
KDDI株式会社 (関西総支社)	電気通信設備の整 備と防災管理	1電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2災害時における非常 緊急通信	の災害復旧	表の修正
<u>ソフトバンク株式会</u> 社	電気通信設備の整 備と防災管理	1電気通信の疎通確保 と設備の応急対策の 実施 2災害時における非常 緊急通信		
日本通運株式会社(各 支店) 佐川急便株式会社(各		災害時における緊急陸上輸送		
大店) ヤマト運輸株式会社		災害時における物 資輸送 災害時における物		協定締結に伴う追記
(各支店) 赤帽兵庫県軽自動車		災害時における物 資輸送 災害時における物		県地域防災計画に伴う修正
運送協同組合	FF-1_(11_()\(\) + \(\) = \(\) \(資輸送	₩₩ (() ## /_ /_ / / / / / / / / / / / / / /	
関西電力株式会社 関西電力送配電株式 会社	電力供給施設の整 備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	県地域防災計画に伴う修正
大阪ガス株式会社 (<u>ネットワークカン</u> パニー兵庫導管部)	ガス供給施設の整 備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設 の復旧	県地域防災計画に伴う修正

6 指定地方公共機関 (略)

7 一部事務組合

, hb-1-10/4FT	, H-1304EL				
団体・管理者名	業務の大綱				
加東消防署	1 市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 2 消火、救出、救助・救護活動 3 災害の予防対策				
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理				
北播衛生事務組合	し尿処理への協力				

字句の修正

第2 市民等の責務

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要が施設の管理者等は、主として次に掲げる青窓を里たす

り災上重要な施設の管理者等は、王として次に掲げる貢務を果たす。
責 務
1 防災意識の普及 <u>協力</u>
2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等の協力
1 社会福祉施設の被害調査
2 ボランティアセンターの開設・運営
3 生活福祉資金貸し付けの受け付け
4 災害時要援護者避難支援プランの作成協力
5 災害時要援護者の救助・救援の協力
1 医師、医療機関との連絡調整
2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
1 歯科医師、医療機関との連絡調整
2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
1 薬剤師との連絡調整
2 災害時の医薬品の供給の協力
1 獣医師との連絡調整
2 避難者のペット対策の協力
被災組合員の応急、復旧対策支援
1 被災事業者の再建支援
2 義援金口座の開設
1 防災設備の整備・点検、防災訓練
2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
1 防災設備の整備・点検、防災訓練
2 災害時要援護者の救援協力
1 防災設備の整備・点検、防災訓練
2 災害時の危険物・施設の安全措置

2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

		⇒ 7h			
区 分		責務			
		1 防災・減災についての家族会議の開催			
		2 減災行動の追求、知識習得			
		3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検			
		4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討			
市	民	5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検			
111	H	6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力			
		7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達			
		8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援			
		9 災害廃棄物の分別			
		10 自主防災組織への参加			
		1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し			
地区(自治会)		2 自主防災活動			
自主防災組	織	3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力			
		4 避難所の開設・運営の補助			
		1 減災計画、事業継続計画 (BCP) の作成・更新			
		2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検			
		3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討			
事 業	所	4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検			
		5 自衛消防活動・訓練			
		6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導			
		7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力			

1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責 務
加東市消防団	1 防災意識の普及
	2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉	1 社会福祉施設の被害調査
協議会	2 ボランティアセンターの開設・運営
	3 生活福祉資金貸し付けの受け付け
	4 要配慮者 の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市	1 医師、医療機関との連絡調整
医師会	2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会	1 歯科医師、医療機関との連絡調整
(市内の登録歯科医院)	2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会(市内	1 薬剤師との連絡調整
の登録薬局)	2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師	1 獣医師との連絡調整
会	2 避難者のペット対策の協力
(市内の加入動物病院)	Name A Provide A
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援
	2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練
	2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練
	2 災害時要援護者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練
	2 災害時の危険物・施設の安全措置

2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区 分	責 務	
市 民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 4 自宅建か・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の災害時要援護者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別	「6 iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii
地区(自治会)自主防災組織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助	との重
事 業 所	1 減災計画、事業継続計画 (BCP) の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力	

字句の修正

字句の修正

「6 消防団・自主防災組織 への参加及び活動への協力」 この重複による削除 <現 ?

行>

<改 正 後>

<修正理由>

8 災害時要援護者等の避難支援

9 災害廃棄物の分別

第2章 災害に関する現状と課題

第1節 自然的条件

第1 - 第2 (略)

第3 気象

1 一般気象(略)

2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 $\underline{14.0^{\circ}}$ 、年間最高気温の平均値 $\underline{35.8^{\circ}}$ 、年間最低気温の平均値 $\underline{-6.2^{\circ}}$ (いずれも $\underline{1979} \sim \underline{2019}$ 平均値)、年間降水量の平均値 $\underline{1,462.6^{\circ}}$ である($\underline{1976} \sim \underline{2019}$ 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である $\underline{9}$ 月も月平均降水量が多い。

第2節 社会的条件

第1 人口·世帯

平成27年国勢調査によれば、市の総人口は、40,310人、世帯数15,086世帯、人口密度255.9人/ k \mathbf{m} である。人口分布は、社地域51%、滝野地域31%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割 \mathbf{m} が集中している。世帯平均人数は2.7人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成27年の人口は、平成22年に比べ増加している。増加数は129人、増加率は+0.3%である。その内訳は、 社地域-404人、滝野地域+448人、東条地域は+85人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、25.3%で、65歳以上の親族 がいる世帯の割合は42.6%、うち高齢単身 世帯は19.9%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が42.2%、滝野地域が37.4%、東条地域が52.3% である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,310人	<u>15,086</u> 世帯	<u>255.9</u> 人/km²	<u>2.7</u> 人

地域別人口・世帯

単位:人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	<u>20, 471</u> (<u>51</u> %)	9,869	10,642	7,835
滝野地域	<u>12, 468</u> (31%)	6, 188	6, 280	4, 566
東条地域	<u>7, 371</u> (<u>18</u> %)	<u>3, 562</u>	3, 809	<u>2, 685</u>
加東市計	40, 310 (100%)	19, 619	20, 691	15, 086

第2章 災害に関する現状と課題

9 災害廃棄物の分別

8 災害時要援護者等の避難支援

第1節 自然的条件

第1 - 第2 (略)

第3 気象

1 一般気象(略)

2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値-6.1℃ (いずれも 1979~2020 平均値)、年間降水量の平均値 1,445.9mm である (1976~2020 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

気象統計の最新データによ る修正

第2節 社会的条件

第1 人口·世帯

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、 社地域46 人、滝野地域133 人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、<u>26.4</u>%で、65歳以上の<u>世帯員</u>がいる世帯の割合は<u>39.0</u>%、うち高齢<u>単独</u> 世帯は<u>22.1</u>%である。

令和 2 年国勢調査結果公表

に伴う修正

修正時点で調査結果が公表 - されていないため削除

平成 27 年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約 10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口		世帯数	人口密度	平均世帯人員
40, 64	<u>5</u> 人	<u>17, 070</u> 世帯	<u>258. 0</u> 人/k m²	<u>2.4</u> 人

地域別人口・世帯

単位:人、世帯

				1 1 1 2 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	<u>20, 517</u> (<u>50</u> %)	<u>10, 002</u>	<u>10, 515</u>	<u>8, 998</u>
滝野地域	<u>12, 601</u> (31%)	<u>6, 236</u>	<u>6, 365</u>	<u>5, 035</u>
東条地域	<u>7, 527</u> (<u>19</u> %)	<u>3, 718</u>	3, 809	<u>3, 037</u>
加東市計	40, 645 (100%)	19, 956	20, 689	17, 070

資料) 平成27年国勢調査

年齡別 • 地域別人口

単位:人

区分	0~14歳	15~64 歳	65 歳以上	総数
社地域	<u>2,614(13%)</u>	<u>12, 738</u> (<u>62</u> %)	<u>5, 015</u> (<u>24</u> %)	<u>20, 471</u> (100%)
滝野地域	1,833 (15%)	<u>7, 585</u> (<u>61</u> %)	<u>2, 933</u> (<u>24</u> %)	12, 468 (100%)
東条地域	<u>929</u> (13%)	<u>4, 199</u> (<u>57</u> %)	<u>2, 213</u> (30%)	<u>7, 371</u> (100%)
加東市計	5, 426 (14%)	24, 522 (61%)	10, 161 (25%)	40, 310 (100%)

資料) 平成27年国勢調査(ただし総数は年齢不詳を含む)

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 12% となっている。

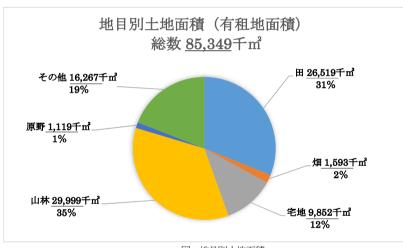


図 地目別土地面積

資料)加東市統計書(2020年3月発行)

第3・第4 (略)

第3節 地震災害の危険性と被害の特徴(略)

参考資料

資料) 令和2年国勢調査

年齢別・地域別人口

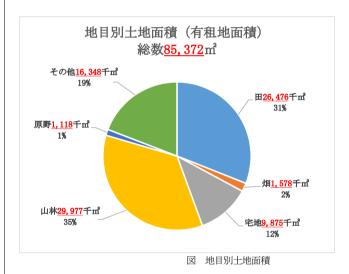
単位:人

区分	0~14歳	15~64 歳	65 歳以上	総数
社地域	<u>2, 486</u> (<u>12</u> %)	<u>12, 178</u> (<u>59</u> %)	<u>5, 379</u> (<u>26</u> %)	<u>20, 517</u> (100%)
滝野地域	<u>1, 671</u> (<u>13</u> %)	<u>7, 539</u> (<u>60</u> %)	<u>3, 131</u> (<u>25</u> %)	<u>12, 601</u> (100%)
東条地域	<u>962</u> (13%)	<u>4, 127</u> (<u>55</u> %)	<u>2, 247</u> (30%)	<u>7, 527</u> (100%)
加東市計	<u>5, 119</u> (<u>13</u> %)	<u>23, 844</u> (<u>59</u> %)	<u>10, 757</u> (<u>26</u> %)	<u>40, 645</u> (100%)

資料) 令和2年国勢調査(ただし総数は年齢不詳を含む)

第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約 12% となっている。



資料)加東市統計書(2021年3月発行)

第3 - 第4 (略)

第3節 地震災害の危険性と被害の特徴(略)

参考資料

加東市統計書改定に伴う修正

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

【兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨 (略)

第2 内容

- 1 活断層と地震災害 (略)
- 2 内陸部地震
- (1)~(3) (略)
- (4) 被害想定

兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

表 (略)

【兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)抜粋】

第5節 地震災害の危険性と被害の特徴

第1 趣旨 (略)

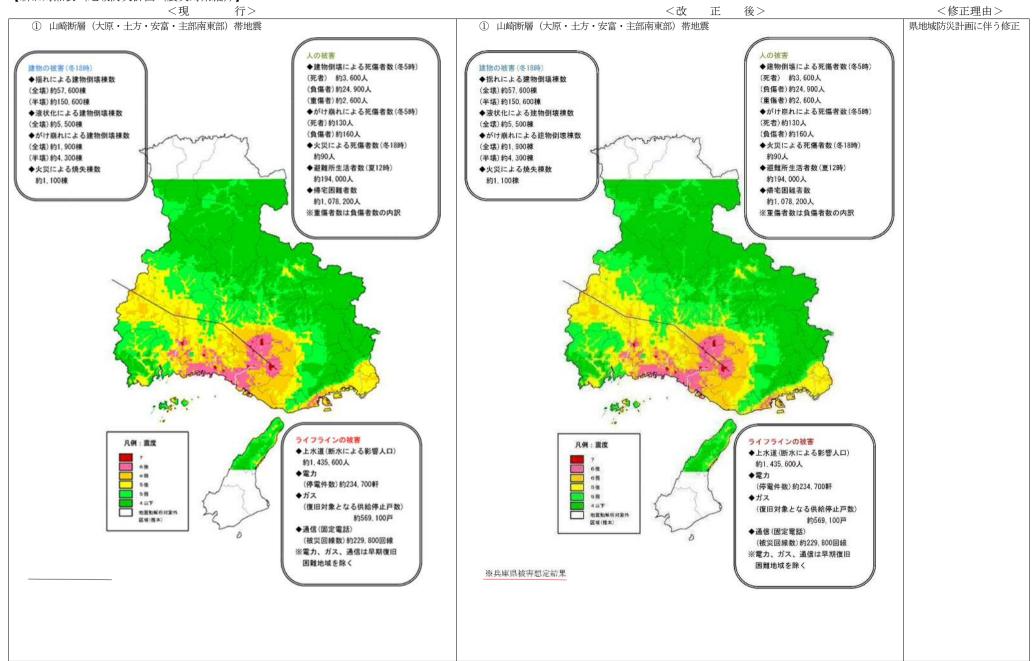
第2 内容

- 1 活断層と地震災害 (略)
- 2 内陸部地震
- (1)~(3) (略)
- (4) 被害想定

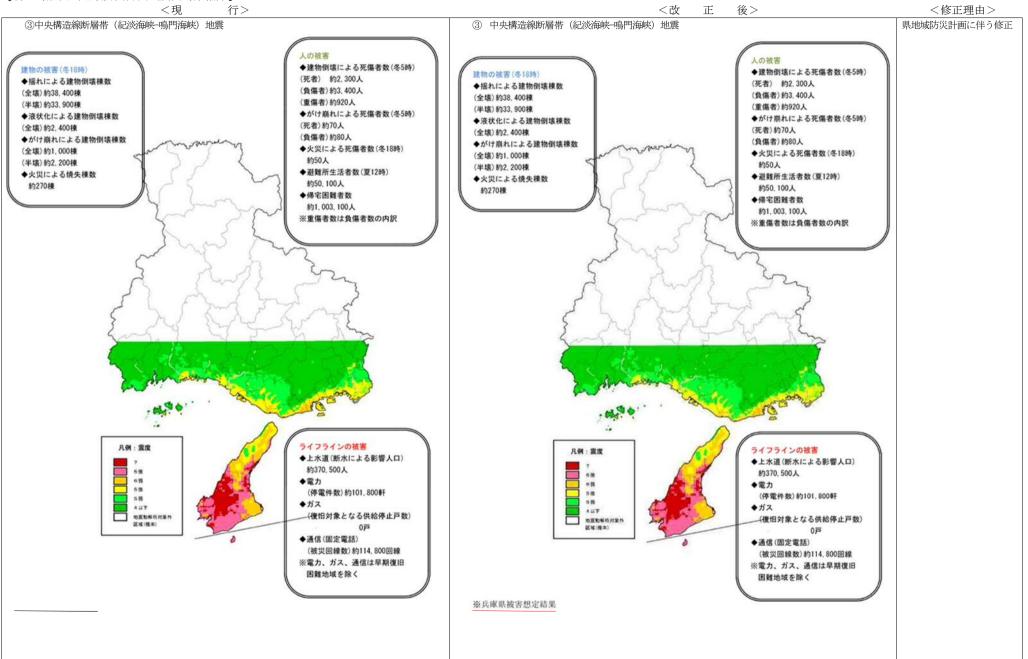
兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、詳細な地震被害想定を実施した。

【想定地震の概要】

表 (略)



<現 行> <改 正 後> <修正理由> 県地域防災計画に伴う修正 ② 上町断層帯地震 ② 上町断層帯地震 人の被害 建物の被害(冬18時) ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時) 建物の被害(冬18時) ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時) ◆揺れによる建物倒壊棟数 (死者) 約5,500人 ◆揺れによる建物倒壊棟数 (死者) 約5.500人 (全壊)約89,300棟 (負傷者)約20,100人 (全壊)約89.300棟 (負傷者)約20,100人 (半壊)約95,500棟 (半壊)約95,500棟 (重傷者)約6,600人 (重傷者)約6,600人 ◆液状化による建物倒壊模数 ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時) ◆液状化による建物倒壊棟数 ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時) (全壊)約5,600棟 (死者)約30人 (全壊)約5,600棟 (死者)約30人 ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数 (負傷者)約40人 ◆がけ崩れによる建物倒壊模数 (負傷者)約40人 (全壊)約460棟 ◆火災による死傷者数(冬18時) (全壊)約460棟 ◆火災による死傷者数(冬18時) (半壊)約1,100棟 (半壊)約1,100棟 約400人 約400人 ◆火災による焼失棟数 ◆火災による焼失棟数 ◆避難所生活者数(夏12時) ◆避難所生活者数(夏12時) 約6,200棟 約238,900人 約6,200棟 約238,900人 ◆帰宅困難者数 ◆帰宅困難者数 約1,073,200人 約1,073,200人 ※重傷者数は負傷者数の内訳 ※重傷者数は負傷者数の内駅 凡例: 震度 凡例: 震度 69 65 ライフラインの被害 ライフラインの被害 6.98 0.00 ◆上水道(断水による影響人口) ◆上水道(断水による影響人口) 5強 5:8 約1,604,800人 約1,604,800人 5例 5 18 ◆電力 ART ARE ◆電力 地直到解析对条外 地震和解析对象外 (停電件数)約240,700軒 (停電件数)約240,700軒 区域(株本) ◆ガス ◆ガス (復旧対象となる供給停止戸数) (復旧対象となる供給停止戸数) 約989,800戸 約989,800戸 ◆通信(固定電話) ◆通信(固定電話) (被災回線数)約218,000回線 (被災回線数)約218,000回線 ※兵庫県被害想定結果 ※電力、ガス、通信は早期復旧 ※電力、ガス、通信は早期復旧 困難地域を除く 困難地域を除く



行> <改 正 <修正理由> <現 後> 県地域防災計画に伴う修正 ④養父断層帯地震 4養父断層帯地震 人の被害 人の被害 建物の被害(冬18時) 建物の被害(冬18時) ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時) ◆建物倒壊による死傷者数(冬5時) ◆揺れによる建物倒壊棟数 ◆揺れによる建物倒壊棟数 (死者) 約10人 (死者) 約10人 (全壊)約150棟 (全壊)約150棟 (負傷者)約200人 (負傷者)約200人 (半壊)約2,900棟 (半壊)約2,900棟 (重傷者)約数人 (重傷者)約数人 ◆液状化による建物倒壊棟数 ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時) ◆液状化による建物倒壊棟数 ◆がけ崩れによる死傷者数(冬5時) (全壊)約160棟 (死者)数人 (全壊)約160棟 (死者)数人 ◆がけ崩れによる建物倒壊棟数 (負傷者)数人 ◆がけ崩れによる建物倒壊複数 (負傷者)数人 (全姨)約110棟 ◆火災による死傷者数(冬18時) (全壊)約110棟 ◆火災による死傷者数(冬18時) (半壊)約250棟 (半壊)約250棟 ◆火災による焼失棟数 ◆避難所生活者数(夏12時) ◆火災による焼失棟数 ◆避難所生活者数(夏12時) 約2.100人 数棟 約2.100人 ◆帰宅困難者数 ◆帰宅困難者数 約300.800人 約300,800人 ※重傷者数は負傷者数の内訳 ※重傷者数は負傷者数の内訳 ライフラインの被害 凡例: 憲度 ◆上水道(断水による影響人口) ライフラインの被害 凡例: 震度 #917 800 A ◆上水道(断水による影響人口) 7 698 ◆電力 約17,800人 68 698 5億 (停電件数)約1,100軒 ◆電力 68 5 84 ◆ガス (停電件数)約1,100軒 5.00 AUF (復旧対象となる供給停止戸数) 5.88 地里和解析对象的 ◆ガス 4HT (復旧対象となる供給停止戸数) 地震影解析对象所 ◆通信(固定電話) 区域(技工) (被災回線数)約1,500回線 ◆通信(固定電話) ※電力、ガス、通信は早期復旧 (被災回線数)約1,500回線 困難地域を除く ※電力、ガス、通信は早期復旧 困難地域を除く ※兵庫県被害想定結果 3 津波を伴う地震 3 津波を伴う地震 (1) • (2) (略) (1) • (2) (略) (3) 津波浸水想定及び被害想定 (3) 津波浸水想定及び被害想定 国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自の詳細な津波浸水想定及び被害 国の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」の検討結果を踏まえ、本県独自の詳細な津波浸水想定及び被 想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料編を参照) 害想定を実施した。(詳細の浸水想定図等は資料編を参照)

<現

行>

<改 正 後>

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

	+H / → I.I	い命の	AUIT ATT
ı	想定地	11 農(/)/	は、子

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	Mw 9. 1

①浸水想定

UIX/VENE					
市町名		最高津波水位(m) <u>最短</u> 到達時間 (分)		浸水面積(ha)	
神	戸市	3. 9	83	1, 586	
明石市		2. 0	115	24	
	播磨町	2. 2	110	3	
	加古川市	2.2	113	17	
4-1411240304	高砂市	2. 3	117	86	
播磨地域	姫路市	2. 5	120	276	
	たつの市	2.3	120	259	
	相生市	2. 8	120	84	
	赤穂市	2.8	120	489	
	尼崎市	4. 0	117	981	
阪神地域	西宮市	3. 7	112	911	
	芦屋市	3. 7	111	79	
	洲本市	5. 3	45	215	
淡路地域	南あわじ市	8.1	44	964	
	淡路市	3. 1	65	167	

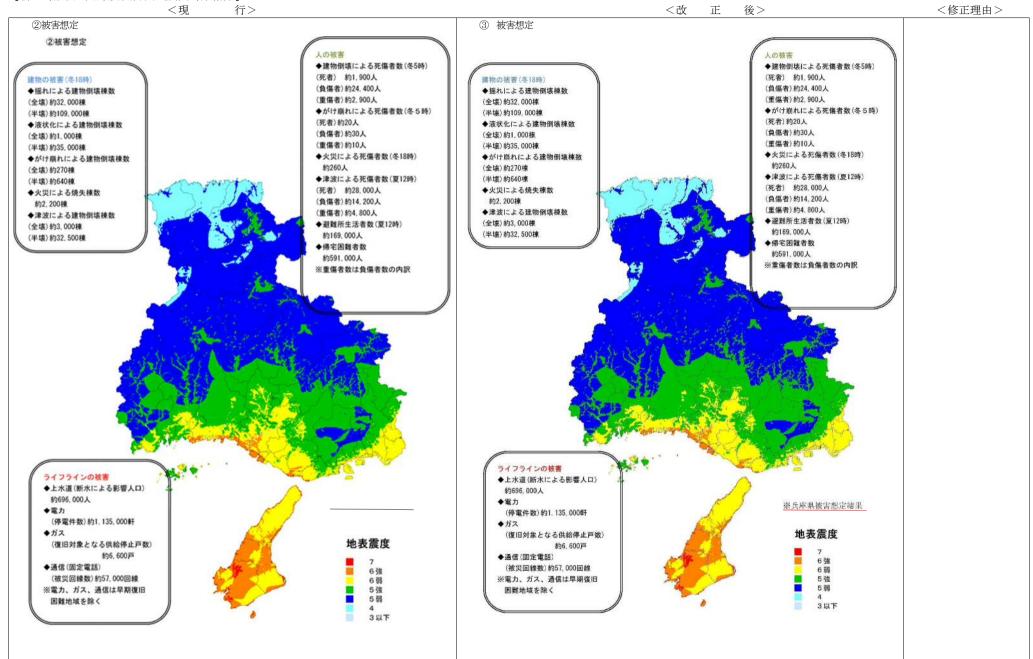
※最高津波水位は満潮時のもので、T.P. (東京湾平均海面)で表示。 ※最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間。 【想定地震の概要】

想定地震	想定震源地	想定規模
南海トラフ巨大地震	南海トラフ	Mw 9. 1

①浸水想定

			シミュレーション結果	
Ħ	声 町名	最高津波水位 (m)	<u>+1mの</u> 到達時間	浸水面積(ha)
			(分)	
神	東京市	3. 9	83	1, 586
	明石市	2. 0	115	24
	播磨町	2. 2	110	3
	加古川市	2. 2	113	17
播磨地域	高砂市	2. 3	117	86
御居地	姫路市	2. 5	120	276
	たつの市	2.3	120	259
	相生市	2. 8	120	84
	赤穂市	2. 8	120	489
	尼崎市	4. 0	117	981
阪神地域	西宮市	3. 7	112	911
	芦屋市	3. 7	111	79
	洲本市	5. 3	45	215
淡路地域	南あわじ市	8. 1	44	964
	淡路市	3. 1	65	167

※最高津波水位は満潮時のもので、T.P. (東京湾平均海面)で表示。



(現 行)

<改 正 後> <修正理由>

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

災害予防計画(震災対策編)は、加東市強靭化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

地震災害(以下「災害」という。) 応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。
(1)~(19) (略)

第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を 中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

(1) • (2) (略)

(3) 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 (略)

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節 組織体制の整備

市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。

1・2 (略)

第2節 研修・訓練の実施 (略)

第3節 関係機関等との応援体制の整備

大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。

第1~3 (略)

第4 受援体制の整備

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針 (略)

災害予防計画(震災対策編)は、加東市強靭化計画を踏まえ、次の考え方を基本方針とする。

第1 災害応急対策に係る備えの充実

地震災害(以下「災害」という。) 応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平常時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

(1)~(19) (略)

(20) 重要施設の防災対策

第2 市民参加による地域防災力・減災力の向上

「自らの命、自らのまちは自ら守る」という防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を 中心に、市民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

(1) • (2) (略)

(3) 自主防災体制の整備

(4) 消防団の充実強化

(5) 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 堅牢でしなやかな防災基盤の整備 (略)

第2章 災害応急対策に係る備えの充実

災害応急対策を迅速かつ有効に展開するために必要な体制、資機材等の備えの充実に努める。

第1節 組織体制の整備

市及び関係機関における組織体制の整備について定めるものとする。

1 - 2 (略)

3 その他

<u>市は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。</u>

第2節 研修・訓練の実施 (略)

第3節 関係機関等との応援体制の整備

大規模な地震による広域的な災害に対し、国、県、近隣市町及び防災関係機関等と連携・協力して対処する体制の整備に努める。

第1~3 (略)

第4 応援・受援体制の整備

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

字句の追記

字句の追記

 ()エグライン1 / IC/VIII)	/ 4
<現	行>

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
市は、第1から第3までの連携を的確に応援体制に結び付けられるよう、県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。	市は、 <u>関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」及び</u> 県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援計画を作成する。 なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮する。	
	第5 広域避難・広域一時滞在の体制の整備 (1) 市は、大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結、広域避難における居住者等及び広域・時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結並びに指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 (2) 市は、県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。 (3) 市は、県外への広域避難・広域・時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域 応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組を活用した協力体制の活用等も検討する。	
第4節 情報収集・伝達体制の強化 災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。	第4節 情報収集・伝達体制の強化 災害に的確に対処ができるよう様々な情報を迅速に収集し伝達・連絡できる体制を整備する。整備にあたっては、情報伝達手段の多重化に努めるものとする。	
第1~第6 (略)	第1~第6 (略)	
第7 市民に対する通信連絡手段の整備 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、	第7 市民に対する通信連絡手段の整備 市は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、IP通信網、CATV、かとう安全安心ネット、ひょうご防災ネット、エリアメールと緊急速報メール等の活用を図り、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討するとともに、災害時要援護者等、個々のニーズにも配慮の上、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。また民生委員、児童委員、社会福祉協議会、NPO法人加東市国際交流協会、外国人雇用の多い企業・事業所等との協力体制の構築に努める。	県地域防災計画に伴う修正
 ⟨ 現有の主な情報伝達手段例 ⟩ (1) ~ (6) (略) (7) サイレン、半鐘 (特に緊急を要するとき。) (8) ~ (12) (略) 	〈 現有の主な情報伝達手段例 〉 (1)~(6) (略) (7) サイレン <mark>等</mark> (特に緊急を要するとき。) (8)~(12) (略)	字句の修正
第8 緊急地震速報の広報 (略)	第8 緊急地震速報の広報 (略)	
第5節 防災拠点の整備 (略)	第5節 防災拠点の整備 (略)	

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1)~(3) (略)

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

①~③ (略)

④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機(ドローン)を活用することで、火災の状況把 握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を<u>消防署</u>へ提供することに より、被害の拡大防止に努める。

(5) 自衛隊の派遣要請 (略)

第2 消防力の強化 (略)

第7節 防災資機材の整備

災害時における応急対策活動用資機材等(防災用資機材)の整備充実を図る。

第1 自主防災組織等の資機材

市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図_れるよう支援する。

各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第2 防災資機材 (略)

第8節 災害救急医療システムの整備

救急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

山崎断層帯主部南東部・草谷(くさたに)断層の地震による被害想定では、死者 266 人、負傷者 779 人となっており、加東市及び広域の救急医療体制を構築する。

第1 災害対応病院等の整備

市<u>(市民病院)</u>は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第2 医薬品等の確保

災害時の医療品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。

第6節 火災予防対策の推進

火災に対する予防及び防御体制について定める。

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1)~(3) (略)

(4) 林野火災予防対策

市は、次の対策を講じる。

①~③ (略)

④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

また、消防団幹部等において市所有の無人航空機(ドローン)を活用することで、火災の状況把 握及び消防団の適正配置を行うことができ、また、その情報を<mark>北はりま消防本部</mark>へ提供することに より、被害の拡大防止に努める。

(5) 自衛隊の派遣要請 (略)

第2 消防力の強化 (略)

第7節 防災資機材の整備

災害時における応急対策活動用資機材等(防災用資機材)の整備充実を図る。

第1 自主防災組織等の資機材

市は、自主防災組織等の消火、救出、避難活動及び水防協力活動等に要する資機材の充実が図<u>ら</u>れるよう 支援する。

各自主防災組織は、資機材の計画的な備蓄及び定期的な点検に努める。

第2 防災資機材 (略)

第8節 災害救急医療システムの整備

救急医療活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備を図る。

山崎断層帯主部南東部・草谷(くさたに)断層の地震による被害想定では、死者 266 人、負傷者 779 人となっており、加東市及び広域の救急医療体制を構築する。

第1 災害対応病院等の整備

市______は、病院施設・設備等の防災機能を強化するとともに、発災時を想定した防災マニュアルを策定する。

第2 医薬品等の確保

市は、災害時の医療品等確保体制の確立のため次の対策を講じる。

「市は、」の記載位置の修正

字句の修正

字句の修正

<改 正 後>

<修正理由>

(2) 市は、発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等(輸液、包帯、消炎鎮痛 剤、殺菌消毒剤等)の確保に努める。

第3 市民に対する啓発

市は、研修会等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。

第4 災害医療体制等の整備 (略)

第9節 緊急輸送体制の整備 (略)

第10節 避難対策の充実

市は、被災者等の生命及び身体の安全を確保するため、避難対策の充実を図る。

山崎断層帯主部南東部・草谷(くさたに)断層の地震による被害想定では、避難者 9.635 人となって おり、市内の指定避難所は29ヶ所であるが、感染症対策を踏まえるとともに、帰宅困難者についても受 入れる必要があるため、避難所の増設を図る。

第1 避難所等の指定

市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定 される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確 保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、 市民に対して周知する。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定すること とし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、市公園等のオープンスペースについては、 火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの(管理条件)
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域(安全区域)に立地しているもの(立地条件)
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等につ いては、その水位よりも上に避難スペースがあるもの(構造条件)

2 指定避難所

震災による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保するものとし、避難施設として、市内の体 育館、小中学校、福祉施設などの公共施設を避難所に位置づける。また、指定避難所が避難困難な状況 下にあるときなどで、一時的な避難所として各地区(自治会)公民館等が有効に利用できる場合は、そ れらの施設を避難所とする。

なお、学校を避難所とする場合については、教育委員会及び当該学校と充分協議し、平常時からの協 力・連携体制の充実に努める。

(1) 指定基準

(2) 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品等(輸液、包帯、消炎鎮痛 剤、殺菌消毒剤等)の確保に努める。

第3 市民に対する啓発

市は、研修会・訓練等あらゆる機会をとらえて、市民に対し災害時医療についての普及啓発を行う。

県地域防災計画に伴う修正

第4 災害医療体制等の整備 (略)

第9節 緊急輸送体制の整備 (略)

第10節 避難対策の充実

災害時における避難及び避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るための体制整備について定める。 県地域防災計画に伴う修正

第1 避難所等の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定 字句の削除 される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確 保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。 また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や 防災マップの作成・配布等により市民に対して周知徹底を図る。

県地域防災計画に伴う修正

市は、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。

1 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定すること とし、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定することができる。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、公園等のオープンスペースについては、字句の削除 火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの(管理条件)
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域(安全区域)に立地しているもの(立地条件)
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等につ いては、その水位よりも上に避難スペースがあるもの(構造条件)

2 指定避難所

震災による最大規模の避難者数を収容できる避難所を確保する。

(1)~(4)の内容と重複して いるため削除

(1) 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることがで きる。 ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避 難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする (規模 条件) ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの(構造条件) ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること (立地条件) ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること(交通条件) ・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する (2) 指定順位 (略) (3) 広域一時滞在への配慮 ・指定避難所を指定する際に併せて 広域一時滞在の用にも供することについて定めるな ど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を選定し 施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに ついて同意を得る。 大規模広域災害 時に円滑な広域避難 が可能となるよう、他の市町との 広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送 が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含め た手順等を定めることに努める。 (4) 留意事項 ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民 に周知する。 ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指 定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努め あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握する。

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることがで きる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、県被害想定による最大規模の避 難者数を収容できる避難所を確保し、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。(規模 字句の修正
- ・速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの(構造条件)
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること(立地条件)
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること(交通条件)
- ・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に配慮する。
- (2) 指定順位 (略)
- (3) 広域避難及び広域一時滞在への配慮
- ・指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるな ど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、 その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることに ついて同意を得るよう努める。
- ・大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在 が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送 が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入れ方法を含め た手順等を定めることに努める。
- ・県その他防災関係機関と関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定 めておくよう努める。その際、加古川減災対策協議会など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力 体制の構築等に努める。
- (4) 留意事項
- ・避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により市民 に周知する。
- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指 定に当たって、教育委員会及び当該学校と十分協議し、平常時からの協力・連携体制の充実に努め
- ・指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福 | 県地域防災計画に伴う修正 祉避難所として指定避難所を指定し、必要な避難先を適切に確保するよう努める。
- ・福祉辟難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を 確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援 を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な 限り確保されるものを指定する。
- ・福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じ て、あらかじめ福祉辟難所として指定辟難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。その 際、福祉辟難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別辟難計画等を作成し、要配慮者が、 避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- ・指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関す る役割分担等を定めるよう努める。
- ・指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続 くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ・住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者 の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合 や濃厚接触者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局、加東

字句の修正

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
	健康福祉事務所が連携する。また、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避するため、必要に応	
	じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	
	・指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に	
	<u>避難することが不適当である場合があることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。</u>	
3 福祉避難所		福祉避難所については、前
災害時要援護者の避難を優先する避難所として、社福祉センター、はびねす滝野(旧滝野福祉センタ		で扱うこととしたため、削
一)、東条福祉センター「とどろき荘」を福祉避難所として位置づける。また、福祉施設と協定を締結		
し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。		
第2 避難所管理運営体制の整備 (略)	第2 避難所管理運営体制の整備 (略)	
为 2		
第3 施設、設備の整備	第3 施設、設備の整備	
避難所となる施設は、バリアフリー化、看板等の設置、災害時にも最低限		県地域防災計画に伴う修正
の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備(避難者スペース、ライフラインの確保、物	の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備 (避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等) や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、	
資の備蓄、情報収集機器等)や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。また、整備にあたっては、	か性 災害時更择難者 (草齢者 障害者 到外児 妊命侵等) にも十分配慮した 民住スペースの確保に	
女性、災害時要援護者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等)、にも十分配慮した、居住スペースの確保 に努める。	努める。	「2避難所施設の利用上
なお、ペット(犬、猫等)にも配慮する。	4 0 /mb)	おけるペット(犬、猫等)
1・2 (略)	1・2 (略)	の配慮」と重複するため削
第4~第6 (略)	第4~第6 (略)	
No. 1 No. 1 (cm)	 第7 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策	県地域防災計画に伴う修正
	市は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保、レイアウト及び動線の確認、避難者の健康チェック・検温並びに換気等を実施	
	するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホ	
	テルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。	
	また、市は、避難所運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映する。	
	第8 「マイ避難カード」 の普及による避難意識の向上 (略)	字句の修正
第 <u>7</u> 「マイ避難カード」 <u>等</u> の普及による避難意識の向上 (略)		1 100
第11節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 (略)	第11節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進 (略)	
第12節 備蓄体制等の整備	第12節 備蓄体制等の整備	
	災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄、調達体制の整備について定める。	県地域防災計画に伴う修正
市は、想定避難者数に対応するための必要な食料品、生活必需品等の非常物資の確保と供給体制を確立する。		
<u>wo</u>		
第 1 基本方針	第 1 基本方針	
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	県地域防災計画に伴う修正
(I) (U) (MI)	(4) 市は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有	
	を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。	
	<u>めい計画を足めてわくとともに、同シヘノみを信用し、開省物質で物質拠点の登録に劣める。</u>	

第2 食料

1 備蓄、調達

(1) • (2) (略)

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食 事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

- ① (略)
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清涼飲料水等の副食

③ (略)

(4) 方法 (略)

2 搬送等 (略)

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) • (2) (略)

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むととも に、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

に、火舌吋安抜硬有のさめ神がよー一人にも配應することとする。			
区分	特に重要な品目例		
寝具	毛布、床マット、シーツほか		
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか		
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか		
炊事道具・食器	食器 食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか		
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、		
土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、			
	イッシュペーパーほか		
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ス		
儿杰州村寺	トーブ、テレビ、ラジオほか		

* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法 (略)

2 搬送等 (略)

(5) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて 備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できる よう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含 め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2 食料

1 備蓄、調達

(1) • (2) (略)

(3) 品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食 事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

- ① (略
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶、清凉飲料水等の副食・飲料水

③ (略)

(4) 方法 (略)

2 搬送等 (略)

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) • (2) (略)

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について、重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。

14 列目 (
区分	特に重要な品目例		
寝具	毛布、床マット、シーツほか		
外衣・肌着	下着、防寒衣、衣類、くつ、スリッパほか		
身の回り品	タオル、洗面用具、化粧品ほか		
炊事道具・食器	食器類、哺乳瓶、紙コップ、紙皿、紙椀、箸、スプーンほか		
日用品	トイレットペーパー、ポリ袋、バケツ、生理用品、紙おむつ、		
	土のう袋、仮設トイレ、 <u>電動簡易トイレ、携帯トイレ、</u> ブルーシート、テ		
	イッシュペーパーほか		
光熱材料等	小型エンジン発電機、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、燃料、ス		
儿然的作等	トーブ、テレビ、ラジオほか		

* この他の生活必需物資や復旧用物資等については、あらかじめ調達先を確保するよう努めることとする。

(4) 方法 (略)

2 搬送等 (略)

第4 衛生物資

1 備蓄、調達

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

<改 正 後>

<修正理由>

市は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう。マスク、消毒液等の 衛生物資の確保・備蓄に努める。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。 (1) 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

<u>区分</u>	必要な物資・衛生資材等	
感染症対策用衛生物資等	消毒液 (アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋	
	(ディスポーザブル)、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパー	
	<u>タオル など</u>	
健康管理用資材等	非接触体温計 など	
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガードなど	
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド(折りたたみベッド含む)、受	
	付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイ	
	レ関連備品一式 など	

(2) 方法

市は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び市域レベルで備蓄を行うこととする。

2 搬送等

「第2 食料」の項に準じる。

第5 広急給水 (略)

第6 医薬品 (略)

数字のずれ

数字のずれ

第13節 家屋被害認定体制等の整備

市は、県と連携し、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧を図るため、家屋被害認定、被災建 築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制整備、兵庫県住宅再建共済制度の加入促進に努める。

第1 家屋被害認定体制等の整備

第4 応急給水 (略)

第5 医薬品 (略)

災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付する と定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制 度の円滑な実施に努める。

1 - 2 (略)

3 相互応援体制の整備等

市は、県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整 備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。

第2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民 の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1・2 (略)

第13節 家屋被害認定体制等の整備

家屋被害認定、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の体制について定める。

県地域防災計画に伴う修正

第1 家屋被害認定体制等の整備

災害対策基本法第90条の2で市長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付する と定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制 度の円滑な実施に努める。

1・2 (略)

3 相互応援体制の整備等

県と連携して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整 字句の削除 備を図るよう努めるとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化に協力する。

第2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市 民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

1・2 (略)

<現 <改 正 後>

第3 被災宅地危険度判定体制の整備 (略)

第4 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)への加入促進

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の趣旨を踏 まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動 とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

第14節 廃棄物対策の充実

市は、災害時に発生する廃棄物処理を迅速に処理するため、廃棄物処理計画及び対応体制を整備する。

第1 - 第2 (略)

第3 応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ及び他市町への派 遣に関する体制の整備を行う。

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に 兵庫県災害廃棄物処理の相互応 援に関する協定 を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調 整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備するとしている。

(協定内容) (1) 県が被災市町の要請を受けて調整

(2) (1) に基づき各市町間で相互応援を実施

- 2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 (略)
- 3 災害時の石綿(アスベスト)処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿(アスベスト)の飛散が懸念されるため、 環境省が平成29年9月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」 を元 に対策を行うものとする。

4 費用負担 (略)

第15節 災害時要援護者支援対策の充実

市は、災害時要援護者に対する迅速、的確な対応を図るための体制の整備に努める。

第1 健康・福祉・医療の連携

市は、市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福 祉サービスの連携に努める。

第2 災害時要援護者支援体制の確保

第3 被災宅地危険度判定体制の整備 (略)

第4 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)への加入促進

被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)の趣旨を踏 字句の削除 まえ、 県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から市民の自助意識の醸成のための啓発活動 とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

第14節 廃棄物対策の充実

廃棄物対策への備えについて定める。

県地域防災計画に伴う修正

<修正理由>

第1 - 第2 (略)

第3 応援体制の整備

市は、以下の各協定を踏まえ災害時の廃棄物の円滑な処理を行うための、応援の受入れ及び他市町への派 遣に関する体制の整備を行う。

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び市町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に「兵庫県災害廃棄物処理の相互応 援に関する協定」を締結している。また、この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調 整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備するとしている。

字句の修正

(協定内容) (1) 県が被災市町の要請を受けて調整

- (2) (1) に基づき各市町間で相互応援を実施
- 2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定 (略)

3 災害時の石綿(アスベスト)処理に関する方針

災害時の建物等の倒壊や解体における処理の際には、石綿(アスベスト)の飛散が懸念されるため、 環境省が平成29年9月に作成した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」 を参考に対策を行うものとする。

字句の修正

4 費用負担 (略)

第15節 災害時要援護者支援対策の充実

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を 図るための体制整備について定める。

県地域防災計画に伴う修正

第1 健康・福祉・医療の連携

市民の自立と相互の助け合いを基調として、災害時要援護者の健康及び福祉の増進や、保健医療福 祉サービスの連携に努める。

字句の削除

第2 災害時要援護者支援体制の確保

<改 正 後>

1 支援の対象となる災害時要援護者 (略)

- 2 災害時要援護者支援体制の整備
- (1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把 握するよう努める。このうち、避難行動要支援者(自力での避難が困難な災害時要援護者)について は、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動要 支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新す

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

市は、加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、消 防署、警察署 、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区(自治会)及び自主防災組織等 あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様 な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制 の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

地域における避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者一人ひとりについて支援者を決めるなどの地域に おける支援体制の整備に努める。

地区(自治会)、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り 組むこととする。

(4) 訓練・研修の実施

市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対 象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。

- (5) マニュアル等の作成 (略)
- 3 災害時要援護者への情報伝達手段の確立 (略)
- 第3 災害時要援護者自らの備えの充実 (略)
- 第4 社会福祉施設等の整備
- 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

一般の避難所では生活が困難な高齢者、障害者等の避難所として社会福祉施設が利用できるよう、 高齢者福祉施設と協定を締結し、民間賃貸住宅、旅館、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な 避難所の確保に努めるものとする。

- 2 社会福祉施設等の対応強化 (略)
- 3 社会福祉施設等の整備

1 支援の対象となる災害時要援護者

2 災害時要援護者支援体制の整備

(1) 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を 字句の削除 把握するよう努める。このうち、避難行動要支援者(自力での避難が困難な災害時要援護者)につい ては、災害対策基本法に定める避難行動要支援者名簿の作成を行う。名簿は、地域における避難行動 要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新 する

(2) 避難行動要支援者名簿の共有

加東市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、避難支援等に携わる関係者として、北 字句の修正 はりま消防本部、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、地区(自治会)及び自主防災組織等 に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様 な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制 の整備、避難訓練の実施等を行う。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(3) 個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部 局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、自 主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、 優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。な お、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよ う、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画 の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実 施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮 を行う。

地区(自治会)、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定に取り 組むこととする。

(4) 訓練・研修の実施

災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者及び市民等を対し字句の削除 象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。

- (5) マニュアル等の作成 (略)
- 3 災害時要援護者への情報伝達手段の確立 (略)
- 第3 災害時要援護者自らの備えの充実 (略)
- 第4 社会福祉施設等の整備
- 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措 | 県地域防災計画に伴う修正 置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

- 2 社会福祉施設等の対応強化 (略)
- 3 社会福祉施設等の整備

<修正理由>

<現

<改 正 後>

<修正理由>

高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について 要請する。

- (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、避難所 への誘導を表示する 設備の整備
- 4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等 (略)
- 第5 災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施 (略)

第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボラン ティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。

第1 災害ボランティア受入計画の作成 (略)

第2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設 置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 介護·通訳
- (6) 災害ボランティアの受入事務

また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災 計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練の実施に努める。

第3 災害ボランティア活動の環境整備

1 ボランティア活動の支援拠点の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社、ボランティア団体、NPO りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

等との連携を図

なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及 び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている(災害の状況等により社福 祉センターに設置が困難なときを除く。)。

2 * 3 (略)

第4 県災害救援専門ボランティアの活用 (略)

第17節~第19節 (略)

高齢者や障害者等をはじめ不特定多数の人が利用する社会福祉施設等の管理者に次の事項について 要請する。

- (1) 車いす等で通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせ、避難場所への誘導を表示する | 県地域防災計画に伴う修正 設備の整備

- 4 高齢者や障害者等に配慮した避難所の整備等 (略)
- 第5 災害時要援護者関連施設に係る総合的な災害対策の実施 (略)

第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボラン ティアの参画が必要な場合を想定し、平常時から災害ボランティア活動の支援体制の整備等に努める。

第1 災害ボランティア受入計画の作成 (略)

第2 受入体制の整備

市及び社会福祉協議会は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、災害ボランティアセンターの設 置など、主に次の事項を内容とする災害ボランティアの受入れ体制の整備に努める。

- (1) 行政機関、市民、ボランティア団体等とのネットワークの構築
- (2) 災害時に活動できるボランティア・コーディネーターの育成支援
- (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他のボランティア団体との意見交換の場を持って、地域防災 計画等の見直しや、これらの団体が積極的に参画できる研修・訓練の実施に努める。

第3 災害ボランティア活動の環境整備

1 ボランティア活動の支援拠点の整備

社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等との連携を図 県地域防災計画に伴う修正 りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

なお、加東市災害ボランティアセンターの設置場所は、「加東市災害ボランティアセンターの設置及 び運営に関する協定書」で、加東市社福祉センターとすることを定めている(災害の状況等により社福 祉センターに設置が困難なときを除く。)。

2 - 3 (略)

4 感染症の拡大が懸念される状況下における対応

市は、感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。

第4 県災害救援専門ボランティアの活用 (略)

第17節~第19節 (略)

- 26 -

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
	第20節 重要施設の防災対策 重要施設における防災対策について定める。	県地域防災計画に伴う修正
	第1 重要施設の登録 市は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。 重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。 作成した重要施設リストは、ライフライン事業者等と共有する。	
	第2 平常時の取組 重要施設の管理者は、平常時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。 また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。	
第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 市は、「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの 事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。	第3章 市民参加による地域防災力・減災力の向上 「災害は必ずやってくる、明日にもやってくる」という現実及び「減災」の視点に立ち、まさかの 事態を想定した日頃の準備を進め、防災意識の啓発、教育・訓練等の充実を図る。	字句の修正
第1節 防災に関する学習等の充実 市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。	第1節 防災に関する学習等の充実 市民及び職員に対する防災意識及び知識の普及、高揚を図るため、防災学習の推進に努める。	
第1 市民に対する防災思想の普及 (略)	第1 市民に対する防災思想の普及 (略)	
第2 市民に対する防災・減災知識の普及 <u>市は、</u> あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。	第2 市民に対する防災・減災知識の普及 あらゆる機会を通じて市民の防災・減災意識の高揚に努める。	字句の修正
 1 普及方法 (略) 2 普及内容 防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツ等の充実に努めるとともに、最近の災害における市民の避難行動や被災事例		
⑥ 避難の方法 (避難経路、避難所等の確認)	グ (逃げ時)等をあらかじめ設定しておくことの重要性 ① 避難の方法 (警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択 (立退	

① 学校における防災教育の充実

イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせる

<修正理由> <改 正 後> き避難 屋内安全確保 緊急安全確保) 安全な避難路 市内での避難が困難な場合の広域避難等 や必要性 (安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと) (7) 食料、飲料水、物資の備蓄(最低でも3日間、可能な限り1週間分程度) ⑧ 食料、飲料水、物資の備蓄(最低でも3日間、可能な限り1週間分程度) 数字のずれ (8) 非常持ち出し品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等) 9 非常持ち出し品の確認(貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等) 数字のずれ ⑨ 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保 (1) 停電時に使用可能な暖房器具、調理器具、燃料等の確保 数字のずれ ⑩ 自主防災組織の育成 (1) 自主防災組織の育成 数字のずれ ② 自動車へのこまめな満タン給油 県地域防災計画に伴う修正 ① 災害時要援護者(外国人を含む。)への配慮 (3) 災害時要援護者(外国人を含む。)への配慮 数字のずれ ② ボランティア活動への参加 (4) ボランティア活動への参加 数字のずれ ③ 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)及び地震保険への加入の必要性 (5) 兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)及び地震保険への加入の必要性 数字のずれ ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 (6) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 数字のずれ (4) 緊急地震速報 について正しい理解とそれ (4) 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれ 見地域防災計画に伴う修正 に基づく的確な行動についての周知徹底 に基づく的確な行動についての周知徹底 (5) 災害発生時の心得 (5) 災害発生時の心得 ①~⑤ (略) ①~⑤ (略) ⑥ 親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討 県地域防災計画に伴う修正 (6) 避難行動上の注意事項 (7) 避難行動上の注意事項 数字のずれ (7) 避難実施時に必要な措置 (8) 避難実施時に必要な措置 数字のずれ 9 避難所等での行動 (8) 避難所等での行動 数字のずれ ⑩ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底 県地域防災計画に伴う修正 ⑨ 自主防災組織の活動 ① 自主防災組織の活動及び活動への参加 数字のずれ (10) 自動車運転中及び旅行中等の心得等 (2) 諸条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時に取るべき行動 県地域防災計画に伴う修正 (3) 安否情報の確認のためのシステムの活用 (4) 生活再建に必要な行動(被災家屋の撮影等) 第3 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項 (略) 第3 市及び防災関係機関の職員が習熟すべき事項 (略) 第4 防災要員等の養成 第4 防災要員等の養成 市は、訓練・研修等を诵じて防災要員等の養成を図る。 訓練・研修等を诵じて防災要員等の養成を図る。 字句の修正 1 職員 1 職員 市は、職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。 職員を対象として適宜次の訓練・研修等により、災害対応能力の向上を図る。 字句の修正 (1)~(6) (略) (1) ~(6) (略) 2 地域防災リーダー (略) 2 地域防災リーダー (略) 第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育 (略) 第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育 (略) 第6 学校等における防災教育 第6 学校 における防災教育 県地域防災計画に伴う修正 (1) (略) (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する (2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する 防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。 地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底に努める。

① 学校における防災教育の充実

イ 助け合いやボランティア精神など 共生 の心を育み人間としての在り方生き方を考えさせ

< 钼 行

<改 正 後> <修正理由>

防災教育の推准

ウ・エ (略)

②・③ (略)

第2節 自主防災組織の育成強化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導に当たり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

第1 方針

(1) ______災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、 市は組織運営・管理について 消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。

2) (略

第2 第3 (略)

第3節 自主防災体制の整備

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。

第1 地区防災計画の策定

市内の一定の地区(自治会)内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第4節 消防団の充実強化 (略)

第5節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域と

る防災教育の推進

ウ・エ (略)

②・③ (略)

第2節 自主防災組織の育成強化

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの大規模地震は、人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、地域及び市民の財産に甚大な被害を与えた。災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、行政機関をはじめとして各種防災機関の初期の対応にも限界があり、被害を最小限にとどめるには市民の自主的な防災活動、すなわち、市民自らが出火防止、初期消火に努め、被災者の救出、救護、避難、誘導に当たり、避難所の開設及び運営にあたる的確な行動が必要である。

市民が自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織の育成、充実を図る。

第1 方針

(1) <u>市は、</u>災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実強化に努める。その際、字句の修正市は組織運営・管理について、消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。

2) (略

第2・第3 (略)

第3節 自主防災体制の整備

地域において、市民及び事業者の自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、ボトムアップ型の地域コミュニティ活性化を促進する。

第1 地区防災計画の策定

市内の一定の地区(自治会)内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者(以下「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県地域防災計画に伴う修正

第4節 消防団の充実強化 (略

第5節 企業等の地域防災活動への参画促進

企業等の事業所が災害時において、従業員・顧客等の安全確保と、地域の防災活動における貢献、地域と

<改 正 後>

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

の共生、及び迅速な復用と事業の継続を行えるよう。以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努め、中生、及び迅速な復用と事業の継続を行えるよう。以下のとおり企業等の地域防災活動への参画促進に努 める。

第1 災害時に企業等が果たす役割 (略)

第2 企業等の平常時対策

(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努め ることとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、 燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事 業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM) の取り組みを通じて防 災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係 る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよ う努めることとする。

①~⑥ (略)

(7) 防災資機材、物資の備蓄

(8) 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力等

(2) (略)

第3 企業等の自衛防災組織 (略)

第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

市は、「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。

第1節 市街地等の防災構造の強化

災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

- (1) 市は、加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配 慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図 ることとする。
- (2) 市は、次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。 ①・② (略)

第2 市街地等の防災構造化 (略)

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

める。

第1 災害時に企業等が果たす役割 (略)

第2 企業等の平常時対策

(1) 企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努め スニレレする

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、 燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事 業継続上の取り組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント (BCM)の取り組みを通じて防 災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係 る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよ う努めることとする。

①~⑥ (略)

⑦ 復旧計画の作成、点検・見直し

(8) 防災資機材、物資の備蓄

(9) テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環 境整備

○ 従業員の消防団への入団等、消防団への積極的な協力等

(2) (略)

第3 企業等の自衛防災組織 (略)

第4章 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

「減災」の視点に立った都市構造の整備、強化に努める。

字句の削除

数字のずれ

数字のずれ

第1節 市街地等の防災構造の強化

災害に強い都市づくりを進めるため、市街地内の公共空間の整備について配慮すべき事項を定める。

第1 安全・安心な都市づくりの推進

(1) 加東市都市計画マスタープランに位置づけられた安全・安心な都市づくりの方針に十分配 慮しつつ、加東市都市計画マスタープランと市街地の防災に関する事項に関して、本計画と整合を図 ることとする。

(2) 次の点に配慮し、地域総体として安全・安心な都市づくりに取り組んでいくこととする。 ①・② (略)

(3) 平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

字句の削除

県地域防災計画に伴う修正

第2 市街地等の防災構造化 (略)

第3 市街地等を連絡する道路ネットワークの確保

<現 行> <改 正 後>

<修正理由>

市域には 集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区(自治会) の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区 については、緊急輸送道路などの幹 線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応 に備える。

第4・第5 (略)

第2節 建築物等の耐震性の確保

昭和56年以前の庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に 耐震性を強化することに努めるとともに、一般建築物の耐震性強化を促進する対策について定める。

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- (2) 昭和56年 建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を市耐震改修促進計画に沿って 推進する。
- (3) (略)

第2 公共施設の耐震化

次の耐震化措置に努める。

- (1) 市有施設について大地震時の安全性を確保するため、数値目標を設定するなどして、改築、改修工 事等を計画的かつ効果的に推進することに努める。
- (2) 新たに建築する市有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系 統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

①~(8) (略)

⑨ 排水処理施設(汚物処理を含む)の確保

第3 一般建築物耐震化の促進

昭和 56 年 建築基準法施行令改正施行前の既存建築物の耐震改修を市耐震改修促進計画に沿って推進 する。

なお、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保(住宅が倒壊して も一室で安全性を確保)するシェルター型工事や簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事を含めた住宅部分型耐 悪化工事も補助対象としている。

1 簡易耐震診断推進事業 (略)

2 住宅耐震改修促進事業

市内に存する住宅の所有者に対し、耐震改修計画を策定する費用又は耐震改修工事を実施する費用 の一部を補助することとしている。

「対象住宅」昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全 性が低いと診断された住宅

[対象者]補助金の交付対象となる住宅の所有者(耐震改修工事費補助の場合にあっては、総所得金額

市域には、集落が散在しているため、災害時には道路ネットワークが遮断され、孤立する地区(自治会) の発生が想定される。このため、孤立するおそれのある地区(自治会)については、緊急輸送道路などの幹 字句の追記 線道路と複数の市道等でネットワークするよう、市道等の整備に努める。

また、災害対策拠点や防災拠点などの拠点施設と緊急輸送道路のネットワークを確保し、迅速な災害対応 に備える。

第4・第5 (略)

第2節 建築物等の耐震性の確保

昭和56年以前の庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に 耐震性を強化することに努めるとともに、一般建築物の耐震性強化を促進する対策について定める。

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- (2) 昭和56年の建築基準法施行令改正 前の既存建築物の耐震改修を市耐震改修促進計画に沿って 県地域防災計画に伴う修正 推進する。

(3) (略)

第2 公共施設の耐震化

次の耐震化措置に努める。

- (1) 市 施設について大地震時の安全性を確保するため、数値目標を設定するなどして、改築、改修工 字句の修正 事等を計画的かつ効果的に推進することに努める。
- (2) 新たに建築する市 施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- (3) 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系 統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

①~(8) (略)

⑨ 排水処理施設 (汚物処理を含む。) の確保

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

第3 一般建築物耐震化の促進

昭和 56 年の建築基準法施行令改正 前の既存建築物の耐震改修を市耐震改修促進計画に沿って推進 県地域防災計画に伴う修正 する。

なお、従来実施している補助対象工事に加え、住宅が倒壊しても居室内で耐震性を確保(住宅が倒壊して も一室で安全性を確保)するシェルター型工事や簡易耐震改修工事、屋根軽量化工事を含めた住宅部分型耐 悪化工事も補助対象としている。

1 簡易耐震診断推進事業 (略)

2 住宅耐震改修促進事業

市内に存する住宅の所有者に対し、耐震改修計画を策定する費用又は耐震改修工事を実施する費用 の一部を補助することとしている。

「対象住宅」昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全 性が低いと診断された住宅

「対象者」補助金の交付対象となる住宅の所有者(耐震改修工事費補助の場合にあっては、総所得金額

<現

<改 正 後>

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

が1,200万円以下の個人に限る。)であって、市の債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建 共済制度 (フェニックス共済) に加入している者又は加入する予定である者

「補助対象要件】

- (1) 耐震改修計画策定 計画が地震に対して安全な計画となっており、耐震診断の結果により安全 な構造であることを確認できること。
- (2) 耐震改修工事 耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となり、兵庫県住宅改修事業の適 正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、補助実績の公表に同意した事業者と の契約による工事であること。

補助の対象となる経費は、戸建住宅においては総額50万円以上のものに限る。

「補助金額」

(1) 耐震改修計画策定 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額:戸建住宅→20万円、 共同住宅→12万円/戸)

(2) 耐震改修工事

ア 戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内

(補助限度額:130万円/戸)

イ 長屋、 共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内

(補助限度額:40万円/戸)

3 住宅耐震化建替事業

耐震診断の結果、市内に存する戸建住宅で安全性が低いと診断されたものを除却し、安全性を確保し ている住宅への建て替えを行う者に対して工事費用の一部を補助することとしている。

[対象住字]

- (1) 除却住宅 除却する住宅が、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で簡易耐震診断又は耐 震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断され、所有者等が自己の居住の用に供している
- (2) 新築住宅 建築基準法に適合しており、自己の居住の用に供し、兵庫県住宅再 建共済制度(フ ェニックス共済) に加入している者又は加入する予定である者が所有する住宅

「対象者) 次に掲げるすべての要件に該当すること

- 総所得金額が1,200万円以下の者
- 市の債権に係る徴収金の滞納がない者
- ・ 除却する住宅の所有者が2人以上ある場合は、全ての所有者の同意が得られていること。
- 所有者が死亡している場合は、相続人の同意が得られていること。
- 新たに建築する住宅の所有者であり、自己の居住の用に供すること。
- 過去に同じ補助金の交付を受けていない者

「補助対象要件」 当該工事に要する費用が100万円以上であること。

「補助金額」 一戸当たり 100 万円

4 住宅部分型耐震化事業

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された市内に存する戸建住宅の住宅部分型耐震工事を行う者 に対して、工事費の一部を補助することとしている。

[対象住宅]

- (1) 簡易耐震改修工事及びシェルター型工事 市内に存する戸建住宅で、昭和56年5月31日以前 に着工され、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で、自己の居住 の用に供するものであること。
- (2) 屋根軽量化工事 市内に存する木浩戸建住宅で、昭和56年5月31日以前に着工され、自己の 居住の用に供する住宅であること。

が 1,200 万円以下の個人に限ろ。) であって、市の債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建 共済制度 (フェニックス共済) に加入している者又は加入する予定である者 「補助対象要件〕

(1) 耐震改修計画策定 計画が地震に対して安全な計画となっており、耐震診断の結果により安全 な構造であることを確認できること。

(2) 耐震改修工事 兵庫県住宅改修事業の適 字句の修正 正化に関する条例に基づく住宅改修業者登録制度へ登録し、補助実績の公表に同意した事業者と の契約による工事であること。また、耐震改修工事の結果、地震に対して安全な構造となること

「補助金額」

(1) 耐震改修計画策定 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額:戸建住宅→20万円、その他の共同住宅→12万円/戸)

(2) 耐震改修工事

ア 戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内

(補助限度額:100万円/戸)

イ その他の共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内

(補助限度額:40万円/戸)

3 住宅耐震化建替事業

耐震診断の結果、市内に存する戸建住宅で安全性が低いと診断されたものを除却し、安全性を確保し ている住宅への建て替えを行う者に対して工事費用の一部を補助することとしている。

[対象住宅]

- (1) 除却住宅 除却する住宅が、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で簡易耐震診断又は耐 震診断の結果、耐震基準を満たしていないと診断され、所有者等が自己の居住の用に供している
- (2) 新築住宅 建築基準法に適合しており、自己の居住の用に供し、兵庫県住宅再 建共済制度(フ エニックス共済) に加入している者又は加入する予定である者が所有する住宅

「対象者) 次に掲げるすべての要件に該当すること

- 総所得金額が1,200万円以下の者
- 市の債権に係る徴収金の滞納がない者
- ・ 除却する住宅の所有者が2人以上ある場合は、全ての所有者の同意が得られていること。
- 所有者が死亡している場合は、相続人の同意が得られていること。
- 新たに建築する住宅の所有者であり、自己の居住の用に供すること。
- 過去に同じ補助金の交付を受けていない者

「補助金額」 補助対象となる費用の5分の4以内(補助限度額:100万円/戸)

4 住宅部分型耐震化事業

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された市内に存する戸建住宅の住宅部分型耐震工事を行う者 に対して、工事費の一部を補助することとしている。

「対象住宅」

- (1) 簡易耐震改修工事及びシェルター型工事 市内に存する戸建住宅で、昭和56年5月31日以前 に着工され、簡易耐震診断又は耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅で、自己の居住 の用に供するものであること。
- (2) 屋根軽量化工事 市内に存する木浩戸建住宅で、昭和56年5月31日以前に着工され、自己の 居住の用に供する住宅であること。

<改 正 後>

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

	141
[対象者] 補	助金の交付対象となる住宅の所有者(総所得金額が1,200万円以下の者であって、市の
債権に係る	う徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済) に加入している者
又は加入す	- る予定である者
[補助対象要件	宇] 当該工事に要する費用が50万円以上であること。
[補助金額]	<u>一</u> 戸当たり 50 万円

第4~第7 (略)

第3節 地震防災緊急事業計画

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業計画を策定しその推進に努める。

第1・第2 (略)

第4節 防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要のある防災基盤の整備の 推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

計画を策定し、事業促進に努める。

また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ 県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区 分	事	業	例	
消防防災施設 整備事業	防災拠点施設、 <u>防災資機材等備蓄施設</u> 震性貯水槽、防火水槽)、消防用設備(動力ポンプ積載車)、拠点避難地、避	小型動力ポンプ	1 7 1 1117 11	『付積載車、小型

第2 防災基盤整備事業の実施 (略)

「対象者」 補助金の交付対象となる住宅の所有者(総所得金額が1,200万円以下の者であって、市の 債権に係る徴収金の滞納がなく、兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)に加入している者 又は加入する予定である者

「補助対象要件」 当該工事に要する費用が50万円以上であること。

「補助金額」

(1) 簡易耐震改修工事

ア 戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内

(補助限度額:50万円/戸)

イ その他の共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内

(補助限度額:20万円/戸)

(2) シェルター型工事 一戸当たり 50 万円

(3) 屋根軽量化工事

ア 戸建住宅 一戸当たり50万円

イ その他の共同住宅 補助対象となる費用の2分の1以内

(補助限度額:20万円/戸)

第4~第7 (略)

第3節 地震防災緊急事業計画

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進につい 県地域防災計画に伴う修正 て定める。

第1 第2 (略)

第4節 防災基盤・施設等の整備 (略)

「災害時に強い安全安心なまちづくり」を進めるため、重点的に実施する必要のある防災基盤の整備の 推進について定める。

第1 防災基盤整備事業計画

本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業 本計画及び防災に関する調査の結果等に基づき、次のような施設・設備の整備を要する場合は、整備事業 計画を策定し、事業促進に努める。

> また、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ 県と協議する。

防災基盤整備事業の概要

区分		事	業	例
消防防災施設 整備事業	<u> </u>	朝消火資機材、 情報通信施設等	消防団に整備される施設、 穿	消防本部又は消防署に整備

第2 防災基盤整備事業の実施 (略)

<現 行

<改 正 後> <修正理由>

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1~第6 (略)

第7 災害危険区域対策の実施

- 1 災害危険区域の指定 (略)
- 2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

災害危険区域内に存する危険住宅の除却<u>及び</u>移転を行う者にその費用の一部を補助することができる。

- (1) (略)
- (2) 危険住宅に代わる <u></u>住宅の建設 <u></u>に要する経費 限度額 <u>4,150</u>千円 (土地を取得しない場合3,190</u>千円) 年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息 について助成

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

第8 ため池施設の整備 (略)

第6節 交通関係施設の整備 (略)

第7節 ライフライン関係施設の整備

市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

第1 電力施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備 とそれに関連する防災対策について定める。

1 関係機関との相互連携協力体制の機築

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

(1) 市との協調

平常時には市の防災会議等へ<u>参画し</u>、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

①・② (略)

(2)~(4) (略)

(5) 地域貢献

市民の安全確保に寄与する取組みとして、<u>当社</u>施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な整備について定める。

第1~第6 (略)

第7 災害危険区域対策の実施

- 1 災害危険区域の指定 (略)
- 2 災害危険区域内の住宅除却又は移転対策

(1) (略)

(2) 危険住宅に代わる移転先住宅の建設又は購入に要する経費

限 度 額 4.210 千円 (土地を取得しない場合 3.250 千円)

年利8.5%を限度に金融機関からの借入利息相当額について助成

負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4

第8 ため池施設の整備 (略)

第6節 交通関係施設の整備 (略)

第7節 ライフライン関係施設の整備

市域における電力、ガス、電気通信、上下水道のライフライン施設の防災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

第1 電力施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする電力施設の整備 とそれに関連する防災対策について定める。

1 関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築す るため、次の事項を実施する。

(1) 市との協調

平常時には市の防災会議等へ<u>の</u>参画<u>最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し</u>、また、災害時には対策組織が市の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう 努める。

①・② (略)

(2) \sim (4) (略)

(5) 地域貢献

市民の安全確保に寄与する取組みとして、<u>関西電力梯及び関西電力送配電㈱の</u>施設への帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、市等から要請があった場合は検討・協力する。

<現 行>

<改 正 後> <修正理由>

2 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

3 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1)~(3) (略)

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害_____ 時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 (略)
- (6) 復旧用資機材 の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の 候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第2 ガス施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備 とそれに関連する防災対策について定める。

1 大阪ガス㈱の取組

- (1) (略)
- (2) 防災システムの強化

①~④ (略)

⑤ 導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のおそれがある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。

⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化

2 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力梯及び関西電力送配電㈱は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレッ ト等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防 災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された 課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、市が実施する防災 訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに 復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

3 復旧用資機材等の確保及び整備

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、次の事項を実施する。

(1)~(3) (略)

(4) 復旧用資機材の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 (略)
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第2 ガス施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にするガス施設の整備 とそれに関連する防災対策について定める。

1 大阪ガス㈱の取組

- (1) (略)
- (2) 防災システムの強化

①~④ (略)

⑤ 導管網のブロック化

大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生のおそれがある地域については、ガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて大きく分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、局所的対応を容易にするために更に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、そして影響が大きな地域の局所的な対応を容易にするために更に細分化したリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックについては、本社中央指令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。

⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化

県地域防災計画に伴う修正

<修正理由>

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約1.800 箇所

さらに、設定された基準以上(60 カイン=震度6強以上)の揺れを感知すると自動的に都 市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約3,000 箇所に設置している。

(7)・(8) (略)

- (3) 防災体制の整備 (略)
- 2 (一社) 兵庫県LPガス協会 (略)
- 第3 電気通信施設の整備等 (略)
- 第4 水道施設の整備等

水道事業者は、地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする 水道施設の整備と、それに関連する防災対策について 以下のとおり進める。

1~10 (略)

第5 下水道施設の整備等

下水道施設管理者は、地震発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道の地震対策マニュ アル」((公社) 日本下水道協会) に基づき、以下の対策を講じる。

1~3 (略)

- 4 災害時用の資機材の確保 (略)
- 5 教育訓練及び平常時の広報 (略)

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

- 第1 迅速な災害応急活動体制の確立 (略)
- 第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性 も考慮しつつ、対 災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性や職員の安全性も考慮しつつ、対 県地域防災計画に伴う修正 策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、

時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。 こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ (略)

(1)~(19) (略)

緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを<mark>全供給エリアに設置して</mark> いる。さらに、設定された基準以上 の揺れを感知すると自動的に都 市ガス供給を停止する感震自動遮断システムも全供給エリアに設置している。

(7)・(8) (略)

- (3) 防災体制の整備 (略)
- 2 (一社) 兵庫県LPガス協会 (略)

第3 電気通信施設の整備等 (略)

第4 水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする「字句の修正 水道施設の整備と、それに関連する防災対策について定める。水道事業者は、以下のとおり進める。

1~10 (略)

第5 下水道施設の整備等

地震による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整 県地域防災計画に伴う修正 備と、それに関連する防災対策について定める。

下水道施設管理者は、地震発生時において下水道がその機能を保持できるよう「下水道の地震対策マニュ アル」((公社) 日本下水道協会) に基づき、以下の対策を講じる。

1~3 (略)

- 4 災害時用の資機材の整備 (略)
- 5 教育訓練及び平常時の広報 (略)

第3編 災害応急対策計画

第1章 基本方針

市が実施する災害応急対策は、次の考え方を基本とする。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立 (略)

第2 円滑な災害応急活動の展開

策内容を点検、整備のうえ明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがあ る段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。 こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

災害応急対策の主な流れ (略)

(1)~(19) (略)

(20) 旅客、帰宅困難者対策

(21)~(23) (略)

(20) 旅客、帰宅困難者対策の実施

(21)~(23) (略)

字句の修正

<改 正 後>

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

地震による被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定め

第1 配備体制

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準によ り、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ エコ/出会と表れてマッエコ/出せてが出

■ 四州忠务及	■ 門用懸劣及○門基準				
基準震度	体 制	配備	備考		
震度3	連絡制	警戒配備	自動参集 ※ <u>その他</u> 警戒配備員は、市内の状況を確認し、異常が確認された場合は、防災課へ連絡をするとともに、必要に応じて登庁し、対応にあたる。		
震度 4	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※1・2号配備職員自宅等待機 →状況により自主登庁、参集指示あり		
震度5弱	災害勢成4制	1号配備	自動参集 ※2・3号配備職員自宅等待機 →状況により自主登庁、参集指示あり		
震度5強	災割策4部	2号配備	自動参集 ※3号配備職員自宅等待機 →状況により自主登庁、参集指示あり		
震度 6 弱 以上	災害対策本部	3号配備	自動参集		

- ※1 基準震度は、3観測局(加東市社、河高、天神)の内最大の震度とする。
- ※2 参集場所をあらかじめ指定された職員(2・3号配備本部員)以外は、原則、勤務地に参 | ※2 参集場所をあらかじめ指定された職員 集するものとする。

第2 連絡・警戒体制 (略)

第3 災害対策本部

市内において震度5強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

1~3 (略)

4 本部体制

(1) • (2) (略)

■ 災害対策本部等組織 (略)

第2章 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を円滑に展開するために必要な体制及び計画について定める。

第1節 応急活動体制

地震による被害を最小限に止め、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための活動体制について定め

第1 配備体制

地震災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、状況に応じて次の配備体制及び配備基準によ り、災害警戒及び応急対策にあたる。

■ 配備能熱及び配備其淮

品に開送方人の品に開送中					
基準震度	体 制	配備	備考		
			自動参集 ※ 震度4参集の警戒配備員は、市内の状況を確認		
震度3	連絡体制	警戒配備	次 <u>長及40条の</u> 音が配備負は、印内の人のを確認し、 し、異常が確認された場合は、防災課へ連絡をす		
			るとともに、必要に応じて登庁し、対応にあたる。		
震度 4	連絡体制	警戒配備	自動参集 ※1・2号配備職員自宅等待機		
辰/文 4	进作机	一一八百七浦	→状況により自主登庁、参集指示あり		
震度5弱	災害警戒体制	1 号配備	自動参集 ※2・3号配備職員自宅等待機		
辰/文 3 44	<u> </u>	1 7 11 1 11	→状況により自主登庁、参集指示あり		
震度 5 強	災害対策本部	2号配備	自動参集 ※3号配備職員自宅等待機		
長度 3 独	火台外水平司	2万百0厘	→状況により自主登庁、参集指示あり		
震度6弱	災害対策本部	3号配備	自動参集		
以上	VCDVIV(+PI)	3 クロご用	口到少未		

※1 基準震度は、3観測局(加東市社、河高、天神)の内最大の震度とする。

以外は、原則、勤務地に参 字句の削除 集するものとする。

第2 連絡・警戒体制 (略)

第3 災害対策本部

市内において震度5強以上を観測したときは、直ちに災害対策本部を設置する。

1~3 (略)

4 本部体制

(1) • (2) (略)

■ 災害対策本部等組織 (略)

字句の修正

<修正理由>

<現 行>< で 正 後>

	- 5		◇以 正 後/	▽修正理田/
■ 事務分掌		■ 事務分掌		1
対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌	
本部事務局	(防災課) 1~6 (略) 7 本部会議 <u>に関すること</u> (活動方針、復旧活動等の検討・決定) 8~12 (略)	本部事務局 部長 副市長 副部長 防災課長	(防災課) 1~6 (略) 7 本部会議 <u>の運営</u> (活動方針、復旧活動等の検討・決定) 8~12 (略)	字句の修正
当課 防災課 務対策部	(議会事務局) (略)	担当課 防災課 総務対策部	(議会事務局) (略)	
長 総務財政部長 部長 まちづくり政策部長 当議会事室 策争事務局 秘書画びくり 即当でより事課 大事課 後務財政課 管財課 税務課	(秘書室) (略) (企画政策課・まちづくり創造課) (略) (総務財政課) 1 災害情報の収集(被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3 市所有の情報システムの機能確保 4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 義援金、救援物資の配分 6 応急対策に要する資金の調達 7 災害対策の予算及び財政計画	部長 総務財政部長 副部長 まちづくり政策部長 担当課等 議会事務局 秘書室政策課 まちづくり割造課 人事課 総務財政課 管財課 税務課	(秘書室) (略) (企画政策課・まちづくり創造課) (略) (人事課) 1 職員の動員、各部の配置調整 2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4 災害救助、救援のための作業員等の雇用 5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6 職員被災状況の情報収集	記載位置の修正
会計課	(今期) 1 職員の動員、各部の配置調整 2 災害派遣職員、自衛隊受入れに伴う後方支援業務 3 各部の動員状況及び災害対策従事職員等の健康管理、被災救援など後方支援業務 4 災害救助、救援のための作業員等の雇用 5 他機関への職員等派遣要請及び応援職員の厚生 6 職員被災状況の情報収集	会計課	(総務財政課) 1 災害情報の収集(被害状況等の収集及び報告等) ・地震情報、気象情報 ・道路、土木施設、電気、電話、ガス、水道、鉄道被害 ・各部からの報告、本部要請事項 ・避難状況 2 国、県に対する要望事項等被害関係資料の取りまとめ 3 市所有の情報システムの機能確保 4 災害対策本部設置に伴う情報通信機器整備の補助 5 義援金、救援物資の配分 6 応急対策に要する資金の調達 7 災害対策の予算及び財政計画 (管財課) (略)	記載位置の修正
	(税務課) 1 (略) 2 <u>り災世帯調査台帳等</u> の作成及びり災証明書発行 3~6 (略) (会計課) (略)		(税務課) 1 (略) 2 <u>被災者台帳</u> の作成及びり災証明書発行 3~6 (略) (会計課) (略)	字句の修正

 <現</td>
 行>

 <改</td>
 正

 <次</td>
 正

 <次</td>

 </

対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌	
生活対策部	(福祉総務課) (略) (社会福祉課・高齢介護課)	生活対策部	(福祉総務課) (略) (社会福祉課・高齢介護課)	
部長	1~8 (略)	部長	1~8 (略)	
健康福祉部長	9 行方不明者 <u>に関すること</u> (15)	健康福祉部長	9 行方不明者 <u>の捜索、情報管理等</u>	字句の修正
副部長福祉総務課長	10~12 (略)	副部長福祉総務課長		
怕低粉洗	(人権協働課) (略)	1日11年21分成文	(人権協働課) (略)	
担当課		担当課		
福祉総務課		福祉総務課		
社会福祉課		社会福祉課		
高齢介護課		高齢介護課		
人権協働課		人権協働課		
保健対策部	(健康課) (略) (委員会事務局) (略)	保健対策部	(健康課) (略) (委員会事務局) (略)	
部長		部長		
委員会事務局長		委員会事務局長		
副部長		副部長		
健康課長		健康課長		
担当課健康課		担当課 健康課		
建原味 委員会事務局		委員会事務局		
部	事 務 分 掌	部	事 務 分 掌	
部 環境対策部	(生活環境課) (略)	部 環境対策部	(生活環境課) (略)	
環境対策部				
環境対策部 部長 市民協働部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課	(生活環境課) (略) (市民課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課策等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 型当洪等 生出課等 生活環環境課 市民医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	
環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 東京 東京課 生出課等 中民医療課 機材対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略) (農政課・農地整備課) (略)	環境対策部 部長 市民協働部長 副部長 生活環境課長 担当課等 生活環境課 市民課 保険医療課 農林対策部 部長 産業振興部長 副部長 農地整備課長 担当課等	(生活環境課) (略) (市民課) (略) (保険医療課) (略)	

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

	<現 17>		く以 止 佐ク	< 修正理田 ≥
対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌	
建設対策部 部長	(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) (略)	建設対策部部長	(都市政策課・土木課・加古川整備推進室) (略)	
都市整備部長		都市整備部長		
副部長 土木課長		副部長 土木課長		
担当課 都市政策課 土木課 加古川整備推進室		担当課都市政策課土木課加古川整備推進室		
上下水道対策部	(管理課・工務課) 1~3 (略)	上下水道対策部	(管理課・工務課) 1 ~ 3 (略)	
部長 上下水道部長 副部長 管理課長	1 ~ 3 (略) 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の <u>収録</u> 5 ~11 (略)	部長 上下水道部長 副部長 管理課長	1~3 (略) 4 上下水道施設の被害状況、応急対策実施状況の <mark>調査</mark> 5~11 (略)	字句の修正
担当課 管理課 工務課		担当課 管理課 工務課		
対策部	事 務 分 掌	対策部	事 務 分 掌	
教育対策部 部長 教育長	(教育委員会各課) 1 学校利用者の安全確保の指示 2~13 (略) 14 保育児童の被災状況調査	教育対策部 部長 教育長	(教育委員会各課) 1 <u>施設</u> 利用者の安全確保の指示 2~13 (略)	字句の修正 「6 園児、児童、生徒の被害
副部長 教育振興部長 こども未来部長	15 被災	副部長 教育振興部長 こども未来部長	14 被災 <mark>園児、</mark> 児童、生徒の保護・援護 15 被災者に対する保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免措置等の 検討、対応	調査及び安全対策」と重複しているため削除
担当課等 教育委員会各課	<u>17</u> 文化財等の被害調査及び応急対策	担当課等 教育委員会各課	<u>16</u> 文化財等の被害調査及び応急対策	数字のずれ
病院部	(病院各課) 1~5 (略)	病院部	(病院各課) 1 ~ 5 (略)	
部長 病院長 副部長 事務局 長 担当課等	6 近隣医療機関への応援 <u>に関すること</u>	部長 病院事業管理者 副部長 病院事業部事務局 長 担当課等	6 近隣医療機関への応援	字句の修正
病院各課		病院各課		

Γ	消防部	(消防団)	
	部長 消防団長 副部長 副団長	1 (略) 2 警戒 <u>検索</u> 防御 3~9 (略)	
	担当課等		

【各部共通事項】 (略)

5・6 (略)

第2節 情報の収集・伝達及び報告

地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保 (略)

第2 地震情報等の収集伝達

1 地震情報の収集

地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム(J-ALERT)、フェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

地震情報の種類(気象庁)

種類	発 表 基 準	内 容
緊急地	震度4以上	最大震度5弱以上の揺れが予想されたとき強い揺れ
震速報		(震度4以上) が予想される地域に対し地震動により
(警報)		重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
緊急地	震度3以上	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予
震速報		取入長度3以上又はマクーデュート3.3以上等とア 想されたときに発表
(予報)		恐されいことでに死衣
震 度 谏	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域
長 及 丞		名(全国を 188 地域に区分、本市は「兵庫県南東部」
ŦIX		に当たる。)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に	震度3以上でかつ、津波警報等を	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュー
関する	発表していない場合	ド)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変
情報		動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源•震	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュー
度に関	・震度3以上	ド)、震度3以上の地域名と市町村名を発表

 消防部
 (消防団)

 1 (略)

 部長
 2 警戒及び 防御 3~9 (略)

 消防団長
 3~9 (略)

【各部共通事項】 (略)

5・6 (略)

担当課等消防団

第2節 情報の収集・伝達及び報告

地震災害の応急対策を行う上で重要な資料となる情報の収集及び伝達、被害の調査及び報告について定める。

第1 情報収集・伝達手段の確保 (略)

第2 地震情報等の収集伝達

1 地震情報の収集

地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム(J-ALERT)、フェニックス防災システム、インターネット、テレビ、ラジオ等で、地震情報を確認する。

地震情報の種類 (気象庁)

	地震情報の種類(気象灯)			
種	発表 基準	内容		
類	72 71 22 1			
緊急地	震度4以上	最大震度5弱以上の揺れが予想されたとき強い揺れ		
震速報		(震度4以上) が予想される地域に対し地震動により		
(警報)		重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表		
緊急地	震度3以上	日上帝帝のローロル・ゲーイ		
震速報		最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予 想されたときに発表		
(予報)		恐されたときに発致		
震度谏	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域		
展及 还 報		名(全国を 188 地域に区分、本市は「兵庫県南東部」		
羊 区		に当たる。)と地震の揺れの発現時刻を速報		
震源に	震度3以上でかつ、津波警報等を	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュー		
関する	発表していない場合	ド)を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変		
情報		動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加		
震源•震	以下のいずれかを満たした場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュー		
度に関	・震度3以上	ド)、震度3以上の地域名と市町村名を発表		

F-101 11-2-3-3711	<現	行>			<改 正 後>	<修正理由>
する情報	・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想さ れる場合 ・緊急地震速報(警報)を 発表した場合	なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	する情報	・津波警報等発表時・若干の海面変動が予想される場合・緊急地震速報(警報)を発表した場合	なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入 手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
各地の 震度に 関する 情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入 手していない地点がある場合は、その地点名を発表	各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入 手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震に ついてのみ発表し、震度2以下の地震については、そ の発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」	県地域防災計画に伴う修正
			長周期地 震動に関 する観測 情報	震度3以上	で発表 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震 の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地 域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地 震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に 掲載)	
遠地地震 に関する 情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所 (震源) 及びその規模 (マ グニチュード) を概ね30分以内に発表。日本や国外へ	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が 発生する可能性がある地域で 規模の大きな地震を観測した 場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表	
そ の 他 の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回 数情報や、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど を発表	
推計震 度分布 図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図形情報として発表	推計震度分布図	76 42 4 112	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図形情報として発表	
0 1	 連起の圧法 /吸り		2 =	度情報の伝達 (略)		

2 震度情報の伝達 (略)

第3 被害情報の収集・調査

1 被害状況の収集 (略)

2 情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察署、防災関係機関と情報交換 を密接にし、情報の共有を図る。

3 点検・巡視等

2 震度情報の伝達 (略)

第3 被害情報の収集・調査

1 被害状況の収集 (略)

2 情報の共有

被害状況及び応急対策実施状況等を取りまとめるとともに、県、警察_、防災関係機関と情報交換 を密接にし、情報の共有を図る。

字句の修正

3 点検・巡視等

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

字句の修正

地震発生直後は、地震の規模によっては、市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を 点検・巡視する。市は、北はりま消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロー ル班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中____異常(土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等)を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報(死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等)は、カメラ、カメラ付携帯電話等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4 異常現象の涌報等 (略)

第4 被害状況報告

- 1 報告基準 (略)
- 2 報告系統

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。 ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3 報告手段 (略)

4 報告内容

- (1) 緊急報告
- ① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。<u>(</u>報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、 必ずしも数値で表せる情報である必要はない。<u>)</u>なお、緊急の場合には口頭報告で行う。
- ② (略)
- ④ (略)
- (2) 災害概況即報

報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県<u>(災害対策本部及び地方本部経由)</u>に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、把握できた範囲から、逐次、県へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される 場合は、至急その旨を県へ報告する。

(3) • (4) (略)

第5 施設等の被害調査

- 1 所管施設の報告 (略)
- 2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、<u>り災台帳</u>を作成する。<u>また、県に家屋被</u> 害認定士の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

地震発生直後は、地震の規模によっては、市及び防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を 点検・巡視する。市は、北はりま消防本部と連携を図りながら、必要に応じ重要防災箇所にパトロー ル班を編成・派遣し、速やかに情報を収集する。

点検・巡視中<u>に、</u>異常(土砂崩れ、落石、斜面の崩壊等)を発見したときは、直ちに本部に報告するとともに、重要情報(死者・重傷者の発生、河川の堤防の決壊や土砂崩れ等の前兆等)は、カメラ、スマートフォン 等を活用して映像情報での報告に配慮する。

4 異常現象の通報等 (略)

第4 被害状況報告

1 報告基準 (略)

2 報告系統

<u>県に災害状況を報告する。自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。</u>

県地域防災計画に伴う修正

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、直接消防庁に報告する。 ただし、その場合にも県との通信確保に努め、報告済の連絡をする。

3 報告手段 (略)

4 報告内容

- (1) 緊急報告
- ① 庁舎の周辺の被災状況を県に報告する。_報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、字句の修正 必ずしも数値で表せる情報である必要はない。 なお、緊急の場合には口頭報告で行う。
- **う** (服)
- ③ 火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、北はりま消防本部への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、直ちに消防庁及び県(災害対策本部及び地方本部経由)それぞれに対し報告する。
- ④ (略)
- (2) 災害概況即報

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される 場合は、至急その旨を県に報告する。

(3) • (4) (略)

字句の修正

字句の修正

字句の修正

第5 施設等の被害調査

- 1 所管施設の報告 (略)
- 2 被害家屋の調査

災害に係る住家の被害想定調査の実施体制を早期に確立し、被災者台帳を作成する。

(1)の記載内容と重複しているため削除

なお、市民等は家屋被害認定調査に協力し、地域内の被害状況や地理を説明する。

<現 行>	<改 正 後>	<修正理由>
(1) 被害家屋調査の準備 (略)	(1) 被害家屋調査の準備 (略)	
(2)被害家屋調査の実施① 一次調査	(2) 被害家屋調査の実施 ① 一次調査	
 一次調査 被害家屋を対象に2人1組で被害程度(損壊程度及び被災家具等)を被災者から聴き取り、	・ 一次調査 被害家屋を対象に2人1組で被害程度(損壊程度及び被災家具等)を被災者から聴き取り、外観	字句の追記
実測等により調査する。	目視、実測等により調査する。	1.000
② 二次調査 (略)	② 二次調査 (略)	
(3) <u>り災台帳</u> の作成	(3) <u>被災者台帳</u> の作成	
調査結果を基に、 <u>り災台帳</u> を作成する。	調査結果を基に、 <mark>被災者台帳</mark> を作成する。	字句の修正
3 その他 (略)	3 その他 (略)	
第6 被災者支援のための情報の収集・活用 (略)	第6 被災者支援のための情報の収集・活用 (略)	
第3節・第4節 (略)	第3節・第4節 (略)	
第3章 円滑な災害応急活動の展開	第3章 円滑な災害応急活動の展開	
地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。	地震による火災その他の災害が発生した場合における、災害活動の展開について定める。	
第1節 消火活動等の実施	第1節 消火活動等の実施	
地震災害による火災の発生に対する消火活動を行うための体制等について定める。	地震災害による火災の発生に対する消火活動を行うための体制等について定める。	
第1 地震火災の消火活動	第1 地震火災の消火活動	
1 消火活動の実施	1 消火活動の実施	
消防機関 は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部	北はりま消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部	字句の修正
隊の配置を行う。	隊の配置を行う。 <u>特に大規模な震災の場合は、最重要防災地域等の優先順位を定め迅速に対応する。</u>	県地域防災計画に伴う修正
	2 消防相互応援協定の運用	県地域防災計画に伴う追記
	北はりま消防本部は、その消防責任を果たすため、隣接市との消防相互応援協定及び県広域消防相互	
	応援協定の円滑な運用に努める。	
	3 他機関との連携	
	北はりま消防本部は、県警察本部、自衛隊と相互に協力する。	
2 救急搬送業務 (略)	4 救急搬送業務 (略)	数字のずれ
		数字のずれ
市 は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次の基本的事項に基づ	北はりま消防本部は、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次の <u>とおり</u>	県地域防災計画に伴う修正
<u>き、</u> 活動体制を確立する。	活動体制を確立する。	
	(1) 重点目標 消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。	
	<u>利防力の効果的な運用を図るため、防御店動の重点目標を次のとおりとする。</u> ① 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止	
	② 危険物施設に対する防御	
	③ 広域避難地に通じる避難略の火災に対する防御	I

<現	< 改 止 後>	<修止埋田>
	④ 救急・救助⑤ 情報活動⑥ 広報② 消防計画に定める基本的事項	
① (略)② 消防団の業務分担に関する事項③ ~ ⑨ (略)	大規模火災に対処するため、消防計画に定める基本的事項を次のとおりとする。 ① (略) ② 消防本部・消防署・消防団の業務分担に関する事項 ③~⑨ (略)	
	(3) 地震被害想定結果の活用 消防計画の作成にあたっては、地震被害想定結果を参考とする。 4 市民等の活動 (略)	
第2 水防活動	第2 水防活動	
地震災害により、河川 <u>のはん艦</u> 〔洪水〕等のおそれがある場合は、 <u>風水害等応急対策計画(「第3章</u> 第 1節 水防活動」参照)に準じて水防活動を行う。	地震災害により、河川 <u>氾濫</u> 〔洪水〕等のおそれがある場合は、 <mark>別に定める「加東市水防計画」により</mark> 水防活動を行う。	字句の修正
第2節 救助・救急、医療対策	第2節 救助・救急、医療対策	
地震災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。	地震災害により被災した者の救出・救護活動、及び医療・助産活動に向けた対策について定める。	
第1 人命教出活動	第 1 人命救出活動	
1 救出 (略) 2 行方不明者の捜索 災害により行方不明の状態にある者(周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。)を対象として捜索活動を実施する。	1 救出 (略) 2 行方不明者の捜索 災害により行方不明の状態にある者 (周囲の事情により死亡していると推定される者を含む。) を対象として捜索活動を実施する。 行方不明者情報を収集し、行方不明者のリストを作成して、北はりま消防本部、警察、自衛隊等と連携して捜索する。	
(1) 行方不明者情報の収集 被災者相談窓口等で受付けた情報及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。 行方不明者のリストは、警察に提出し連携する。	<u>P/T-D/、音示、日南松寸 C/世/b U く [文宗 7 '切'。</u> 	
(2) 捜索活動 市及び消防機関は、行方不明者リストに基づき、警察、自衛隊等と連携して行方不明者の捜索活動にあたる。 行方不明者を発見した場合には、警察に連絡する。		
3 自主防災組織、事業所、市民等 自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出 活動を実施する各機関に協力するよう努める。 (1)・(2) (略)	3 自主防災組織、事業所、市民等 自主防災組織、事業所の自衛防災組織、市民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出 活動を実施する各機関に協力するよう努める。 (1)・(2) (略)	
(3) 警察、消防機関 等への通報	(3) 警察、 <u>北はりま消防本部</u> 等への通報	字句の修正
4 その他 (略)	4 その他 (略)	

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

第2 救急医療活動

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況(日時、場所、災 害の状況及び死傷者の数)を直ちに 消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

2 - 3 (略)

4 負傷者等の収容

- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
- ③ 公民館、学校 に設置された救護所及び県設置の救護センター
- ④ (略)
- (2) (略)

5~7 (略)

第3 医療・助産対策

- 1 救護所の設置 (略)
- 2 救護班の編成
- (1) 救護班の編成、派遣 (略)
- (2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアー ジ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等災害時要援護者の健康管理に努めるとともに、急 性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。

3 - 4 (略)

5 医薬品等の供給

(1) 医薬品等の確保及び調達

県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等を確保 する。

(2) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送するものとする。

市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。 状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保 (略)

第2 救急医療活動

1 負傷者の発見、涌報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況(日時、場所、災 害の状況及び死傷者の数)を直ちに北はりま消防本部及び関係機関に連絡するものとする。

字句の修正

2・3 (略)

- 4 負傷者等の収容
- (1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図る。
- ③ 公民館、学校等に設置された救護所及び県設置の救護センター
- ④ (略)
- (2) (略)

5~7 (略)

第3 医療・助産対策

1 救護所の設置 (略)

- 2 救護班の編成
- (1) 救護班の編成、派遣 (略)
- (2) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、市の指揮の下に、発災直後は、、傷病者のトリアー 県地域防災計画に伴う修正 ジ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は要配慮者を含めた被災者

の健康管理に努めるとともに、急 字句の修正

性疾患の治療、慢性疾患の継続治療に当たる。 3 • 4 (略)

5 医薬品等の供給

(1) 品目

区分	<u>期 間</u>	主な医薬品等
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

※県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に配慮する。

(2) 調達方法

市は、救護所等で使用する医薬品等を確保する。医薬品等は、各医療機関でも備蓄しているが、不 足が生じる場合、加東健康福祉事務所と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

販売業者は、市域の集積基地まで搬送し、市は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬 手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど、目的 地への迅速な供給に努める。

6 医療機関のライフラインの確保 (略)

数字のずれ

県地域防災計画に伴う修正

<修正理由> 行> <改 正 後>

第3節 交通・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1 • 第2 (略)

第3 ヘリコプターの運航

- 1 要請基準 (略)
- 2 要請手続き

市長又は消防長が、神戸市消防局警防部司令課に対し手続きを行い、事後速やかに所定の要請書を県 (企画県民部災害対策局消防課) に

提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリ が昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。(「兵庫県消防防災へリコプター応 援要綱 等)

3~6 (略)

第4節 避難対策

地震災害により、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に対する避難勧告、避難指示(緊 急)(以下「避難勧告等」という。)、避難誘導、避難所の開設・運営及び収容保護対策について定める。

第1 避難勧告等

1 避難勧告等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があ るときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び 避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

避難の勧告・指示等は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

基準 (略)

市長は、避難勧告等にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事 に代行を要請する。

第3節 交涌・輸送対策

人命救助、消防活動等の災害応急対策活動の根幹を支える緊急輸送及び道路の確保等について定める。

第1 · 第2 (略)

第3 ヘリコプターの運航

- 1 要請基準 (略)
- 2 要請手続き

市長若しくは消防長又はそれらの者から委任された者が、県防災監が指定する電話会議システムに「県地域防災計画に伴う追記 より行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等 により提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

また、ヘリコプターによる救急活動に関しては、県立加古川医療センターを拠点とするドクターヘリ が昼間のみ運用されており、北はりま消防本部から出動を依頼する。(「兵庫県消防防災へリコプター応 援要綱 等)

3~6 (略)

第4節 避難対策

大規模な災害の発生等に伴う組織的な避難対策

県地域防災計画に伴う修正 について定める。

第1 避難指示

1 避難指示 の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するため必要があ るときは、必要と認める地域の市民等に対し、

避難の指示をすることとする。

避難の指示 は、次の状況が認められるときを基準として発令する。

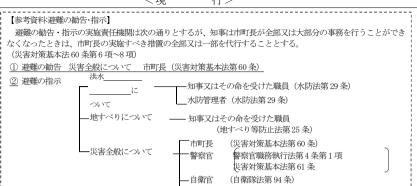
基準 (略)

市長は、避難指示 にかかる事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事 に代行を要請する。

〔現 行>

<改 正 後>

<修正理由>



2 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、次の経路のとおりとする。

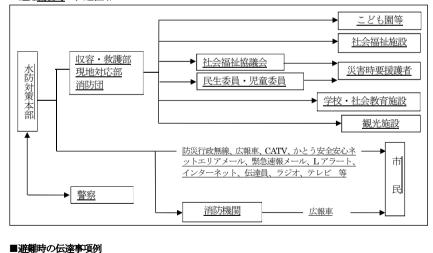
本部事務局は、関係各対策部及び関係機関に、避難勧告等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告等の発令実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

_海上保安官(災害対策基本法第61条)

※兵庫県地域防災計画より抜粋 :

■避難勧告等の伝達経路



【参考資料:避難の指示】 避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ たときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。 (災害対策基本法60条第6項~8項) 洪水、雨水出水、 避難の指示 ―知事又はその命を受けた職員(水防法第29条) 津波又は高潮に 水防管理者(水防法第29条) ついて ―地すべりについて ―― 知事又はその命を受けた職員(地すべり等防止 法第25条) 市町長 (災害対策基本法第60条) - 災害全般について 整空官 警察官職務執行法第4条第1項 災害対策基本法第61条 自衛官 (自衛隊法第94条) 海上保安官(災害対策基本法第61条)

2 避難指示 の伝達方法

(1) 市は、直ちに、防災行政無線、Lアラート、テレビ、ラジオ、広報車等による広報、サイレン、インターネット、ひょうご防災ネット(かとう安全安心ネット)、緊急連報メール等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、警察、自主防災組織等の協力により周知徹底を図る。

※兵庫県地域防災計画より抜粋

- (2) 市は、避難指示を発令した時は、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達する。また、CAT Vの活用も図る。
- (3) 市は、避難指示の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、市民のとるべき行動が明確に分かりやすく伝わるよう、努める。

県地域防災計画に伴う修正

<修正理由> <改 正 後>

- ○避難の理由
- ○避難先
- ○避難時の服装、携行品等
- ○避難勧告等の対象区域
- ○避難経路
- ○避難行動における注意事項

3 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難勧告等を解除し、市民に周知する とともに、速やかにその旨を知事に報告する。

第2 避難・誘導

1 避難

- (1) 避難は、自力での避難を原則とする。
- (2) 市民はあらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくものとする。
- (3) 予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認 してから避難所へ向かうこととする。
- (4) 避難は、自家用車を使用しないことを原則とする。
- (5) 携行品は必要最小限とする。

2 游難誘導

- (1) 消防機関、警察、自主防災組織、地区(自治会)等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、 平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。
- 特に、危険箇所にはロープ等での明示や誘導員の配置に努める。また、夜間では、照明の確保に努め る。
- (3) あらかじめ名簿や避難支援計画等により災害時要援護者の所在を把握しておくとともに、避難支 援者、自主防災組織等、地域の協力等を得て、避難誘導と確認を行う。
- (4) 避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等や まず得ないときは、居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示することができる。

3 避難の順序と移送

- (1) 避難は、災害時要援護者を優先する。
- (2) 移送等
- ① 自力による避難が困難な者は、近隣者、自主防災組織、地区(自治会)等における車両等により 移送又は輸送を行う。
- ② 大規模な移送を要する場合は、神姫バス等輸送機関に要請するほか、県に自衛隊への要請を行 う。

第3 警戒区域の設定 (略)

第4 避難所の開設

3 解除

市長は、災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難指示を解除し、市民に周知する | 災害対策基本法改正に伴う とともに、速やかにその旨を知事に報告する。

修正

県地域防災計画に伴う修正

第2 避難 誘導

- (1) 市は、北はりま消防本部、警察、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、 平常時から避難経路の安全性の向上に努める。
- (2) 市は、避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、支援者、自主防災組織等、地域の協力を 得て、避難誘導と確認に努める。
- (3) 市民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング(逃げ時)、避難所、避 難経路等を把握しておく。
- (4) 市民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を 確認してから、避難所へ向かう。
- (5) 市は、避難に自家用車を使用しないよう普及啓発に努める。

第3 警戒区域の設定 (略)

第4 避難所の開設

県地域防災計画に伴う修正

1	避難所の開設	

市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定するとともに、可能な限 り職員を配置し避難所運営を統括させ、通信の確保等を行う。なお、状況に応じて施設管理者 等が応急的に開設することができる。ただし、この場合にあっては、速やかに市長に 報告するとともに避難所の運営に当るものとする。

職員は、施設の管理者等と協力して避難者受入れの準備を行う。

なお、市長が、避難所開設の必要が無くなったと認めるときは、廃止する。

2 避難所開設の報告

避難所の開設を行った場合は、市長は知事に対し、直ちに避難所の開設状況を報告する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所、施設名
- (2) 収容状況及び人員
- (3) 開設期間の見込み

第5 避難所の運営

- 1・2 (略)
- 3 避難所の運営

(1)~(3) (略)

- (4) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避 難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出 し等を迅速かつ的確に行う。
- (5) 避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。
- (6) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニー ズに応じた迅速な対応に努める。
- (7) 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違 い等男女双方の視点に十分配慮する。
 - (→「第3章 第8節 災害時要援護者支援対策」の項を参照)
- (8) 避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行う。

(1) 市長は、指定避難所の中から災害の状況に応じて開設する避難所を決定する

。なお、状況に応じて施設管理者、自主

防災組織代表者等が応急的に開設することができる。

(2) 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

- (3) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による 孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状 況等を適切に県に報告するよう努める。
- (5) 市は、避難所での3窓(密閉・密集・密接)を同避することにより、指定避難所等だけでは、想定 収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。
- (6) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの 避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を 周知する等、避難の円滑化に努める。

第5 避難所の運営

- 1・2 (略)
- 3 避難所の運営

(1)~(3) (略)

- (4) 避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の 確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温 等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難 所運営を行う。
- (5) 避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に 避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き 出し等を迅速かつ的確に行う。
- (6) 市と避難所との情報伝達手段・ルートを確保する。
- (7) ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携し、避難所のニー ズに応じた迅速な対応に努める。
- (8) 災害時要援護者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違 | 数字のずれ い等男女双方の視点に十分配慮する。
- (→「第3章 第9節 災害時要援護者支援対策」の項を参照)

(9) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性 | 県地域防災計画に伴う修正 用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる

県地域防災計画に伴う修正

数字のずれ

字句の修正

数字のずれ

字句の修正

<現

<改 正 後>

<修正理由>

<u>(9</u>)	市は、	必要により、	警察と十分連打	隽を図りながら、	避難所パトロール隊による巡回活動を実施す
7	ら かお	市で対応が	困難か場合け	県に更請する	

- (10)保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観 点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。
- (11) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

4 保健・衛生対策

- (1) 救護班等の活動
- ① 救護所を設置していない避難所等にあっても、救護班による

巛回活動を行う。

②・③ (略)

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、 医師会等関係機関と連携を図り、保健師、 栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレ(洋式を含む)を設置、管理する。その確保が困難な場合、県にあ っせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

入浴、洗濯対策については、その施設等の確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや 自衛隊への協力要請等を求める。

被災者に対する入浴サービス及び仮設風呂の確保については、次のとおりとする。

① 入浴施設の確保

施 設 名	所 在 地	電 話
滝野温泉ぽかぽ	下滝野 1283-1	48-1126
東条福祉センター「とどろき荘」	岡本 1571-1	46-0912

② 交诵手段

交通手段は原則として利用希望者の自己確保とするが災害時要援護者等にあって交通手段の確 保が困難な者については、市マイクロバス又は神姫バス㈱に協力を求める。

③ 仮設風呂の確保

県を通じて自衛隊に要請する。

なお、仮設風呂の設置場所は、避難所内及び避難所の隣接敷地とする。

- (5) 食品衛生対策 (略)
- (6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

5 大規模災害時における広域避難

市内での避難者の受入れが困難な場合は、次の事項を明らかにして、市域外への避難者の受入れにつ いて、県に助言を求めるとともに、県内他市町と協議する。県内市町のみで受入れが難しい場合は、県 に他の都道府県と受入れを協議するよう求める。

(1) 具体的な被災状況

場所に設置する、	照明を増設する、	性暴力・DV	につい	ての注	意喚起	<u>のためのポス</u>	ターを掲載すん	<u>るな</u>
ど、女性や子供等	等の安全に配慮する	るよう努める。	また、	警察、	病院、	女性支援団体	との連携の下	、被
害者への相談窓口	□情報の提供を行	うよう努める。						

(10) 市は、必要により、警察と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施す 数字のずれ る。なお、市で対応が困難な場合は、県に要請する。

(11)保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観 数字のずれ 点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じる。

(12) 必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努める。

(13)避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

数字のずれ

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

4 保健・衛生対策

- (1) 救護班等の活動
- ① 現地医療機関だけで対応できない場合の救護所の設置予定場所の特定に努め、救護班は、救護所 見地域防災計画に伴う修正 を拠点に巡回活動を行う。

②・③ (略)

(2) 保健活動の実施

加東健康福祉事務所と協力し、(一社) 小野市・加東市医師会等関係機関と連携を図り、保健師、 栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。

(3) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレを設置、管理する。その確保が困難な場合、県にあず与句の削除 っせん等を求める。

(4) 入浴、洗濯対策

仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その 確保が困難な場合は、県に民間業者のあっせんや 県地域防災計画に伴う修正 自衛隊への協力要請等を求める。

なお、市の公共施設として次の入浴施設を確保している。

所 在 地 施 設 名 雷 話 滝野温泉ぽかぽ 下滝野 1283-1 48-1126 東条福祉センター「とどろき荘」 岡本 1571-1 46-0912

(5) 食品衛生対策 (略)

(6) 感染症予防対策

感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。被災地において新型コロナウイ ルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し て、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

広域避難又は広域一時滞在

(1) 県内における広域避難又は広域一時滞在

被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域 避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的 な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入

県地域防災計画に伴う修正

5

<現 行>

及び当該市町の受入能力(施設数、施設概要等)その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。 協議を受けた市町は、被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。 ② 県外における広域避難又は広域一時滞在 被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府 県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。 本お、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。 ③ 県が他の都道府県から協議を受けた場合	
協議を受けた市町は、被災者を受け入れないことについて、正当な理由がある場合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。 (2) 県外における広域避難又は広域一時滞在 被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府 県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。	
を受入れ、避難所を提供する。 (2) 県外における広域避難又は広域一時滞在 被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府 県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状 況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議す るよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町 村に協議することができる。	
(2) 県外における広域避難又は広域一時滞在 被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府 県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状 況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議す るよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町 村に協議することができる。	
被災した市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府 県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状 況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議す るよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町 村に協議することができる。	
県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。	
一次、受入れを希望する被災者の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災者の受入れを協議するよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町 村に協議することができる。	
るよう求めることができる。 なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町 村に協議することができる。	
なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町 村に協議することができる。	
村に協議することができる。	
<u>いの一条が一部の相違的操作が関係を支げた場合</u> 他の都道府県から被災者の受入れの協議を受けたとき、県は、受入れが可能と考えられる市町に協	
合を除き、被災者を受入れ、避難所を提供する。	
(4) 情報共有	
広域避難又は広域一時滞在を行った場合、受入れ市町の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を	
行っている被災者の状況を把握するとともに、被災者が必要とする情報を確実に伝達する体制を整	
<u>備する。</u>	
広域避難又は広域一時滞在を受け入れた場合、被災市町とともに、受け入れた被災者の状況の把握	
と、被災者が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。	
6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用 6 宿泊施設、社会福祉施設等の活用	
(1) (略)	
(2) 災害時要援護者のうち、援護の必要性の高い者について、 <u>一次地以外の地域にあるものも含め、</u> 設 県地域防災計	画に伴う修正
備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進める。	
して借り上げる等多様な避難所の確保に努める。	
(3) 市内での施設の確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保について要請する。	
7 避難所広報 (略) 7 避難所広報 (略)	
/ 难知[][[[]] / 难题[][[]] / 推测[][[]]	
8 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 県地域防災計	面に伴う修正
	当に仕り修正
等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確	
保が図られるよう努める。	
<u></u>	
8 その他	
避難 <u>勧告等</u> 、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、 <u>設定に準じて、</u> 市民や防災関係機 避難 <u>指示</u> 、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨公示し、市民や防災関係機 災害対策基本	法改正に伴
関に連絡する。 関に連絡する。	
M-ZIH / 20	
INITIALITY / VO	
第6 避難所設備の整備 (略) 第6 避難所設備の整備 (略)	
第6 避難所設備の整備 (略) 第6 避難所設備の整備 (略)	

<改 正 後>

<修正理由>

<現 行> <改 正 後>

<修正理由>

応急仮設住字の建設。住家の応急的補修、既設公営住字の活用等、居住の確保を図るための対策について 定める。

1 応急仮設住宅の供与

(1) • (2) (略)

(3) 応急仮設住室の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可 能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に充分配慮する ものとする。

(4)~(9) (略)

2 空家住宅の確保 (略)

3 住宅の応急修理

(1) 住宅が半壊又は半焼した者のうち 、自らの資力をもって住宅の応急修 理を実施できない者に対し 、居室、炊事場、トイレ等、最小限 度の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て応急修理を実施する。

(2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して あっせん、調達を依頼する。

① 被害戸数 (半焼・半壊

②~⑥ (略)

4 • 5 (略)

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について 定める。

第1 食料の供給

1 - 2 (略)

3 食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の 事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

(1)~(5) (略)

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省 政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

4 食料の輸送・配布等

(1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、市が供給先(避難 所、炊き出し施設等)まで輸送する。

応急仮設住字の建設 住家の応急的補修、既設公営住字の活用等、居住の確保を図るための対策について 定める。

1 応急仮設住宅の供与

- (1) (2) (略)
- (3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市が実施する。市は平常時から、あらかじめ建設可 能な土地及び戸数を把握しておく。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する 字句の修正 ものとする。

(4)~(9) (略)

2 空家住宅の確保 (略)

3 住宅の応急修理

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修 県地域防災計画に伴う修正 理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である 程度に住家が半壊した者(大規模半壊)に対しそのままでは住むことができない状態にあるが、破損 箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、トイレ等、最小限度 の日常生活を維持するために必要な部分について、建設業者等の協力を得て応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達困難があるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して あっせん、調達を依頼する。
- ① 被害戸数 (大規模半壊、半焼・半壊、準半壊)

②~⑥ (略)

4 • 5 (略)

第6節 食料・飲料水及び物資の供給

地震災害により、食料や飲料水、生活必需品を得ることができなくなった者に対する応急対策について 定める。

第1 食料の供給

1・2 (略)

3 食料の供給要請等

備蓄する保存食及び調達による食料等を供給するが、市だけでは食料の供給が困難な場合は、次の 事項を示して県に供給、あっせんを要請する。

(1)~(5) (略)

なお、災害救助法が適用されてから、米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、農林水産省 農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

4 食料の輸送・配布等

(1) 食料の輸送

食料等の輸送は、供給先まで食料品業者等に要請する。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、物資輸送に関する協 規地域防災計画に伴う修正 定締結物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を

(2) (略)

5 炊き出し (略)

第2 応急給水

1 給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 - 3 (略)

4 給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。 災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。 なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 2,760m3/日、滝野浄水場 2,300m3/日、秋津浄水場 2.740m³/目である。

第3 緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施す

- 1 供給の対象者 (略)
- 2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。 なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

(1) 生活必需品 (略)

- (2) 応急復旧用物資 (略)
- (3) 防災関係物資 (略)
- 3 供給 (略)

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

被災者の体とこころのケア対策、被災地の食品衛生や防疫対策、遺体の安置及び処置等の対策について 定める

第1 健康対策

- 1 巡回健康相談の実施 (略)
- 2 巡回栄養相談の実施

行う。

(2) (略)

5 炊き出し (略)

第2 応急給水

1 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

2・3 (略)

4 給水施設と浄水能力

市内で供給できる飲料水の貯水容量、浄水能力及び給水用資機材の保有状況は資料編に示す。 災害時には、中区配水池及び高区配水池の緊急採水口から吸水し、供給する。 秋津浄水場 浄水場統合に伴う修正 なお、平常時の現有浄水能力は、広沢浄水場 5,500m3/日、 2,740m³/目である。

<改 正 後>

第3 緊急物資の供給

災害発生時において住家に被害を受け、衣料、生活必需品等の供給が必要と認めた場合は、供給を実施す

- 1 供給の対象者 (略)
- 2 品目

品目としては、主に次のものが考えられる。 なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮する。

- (1) 生活必需品 (略)
- (2) 衛生物資(避難所での感染予防のための物資)

消毒液(アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液)、マスク、ゴム手袋(ディスポーザブル)、液体 せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイ スガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド(折りたたみベッド含む)、受付用パーティショ ン、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

- (3) 応急復旧用物資 (略)
- (4) 防災関係物資 (略)
- 3 供給 (略)

第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等

災害時におけるPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の精神的不安に対する対応方法、健康相談及び訪 県地域防災計画に伴う修正 問指導等の健康対策、食品の衛生管理、感染症対策並びに犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

県地域防災計画に伴う修正

数字のずれ

数字のずれ

<修正理由>

- 第1 健康対策
- 1 巡回健康相談の実施 (略)
- 2 巡回栄養相談の実施

<修正理由> 県地域防災計画に伴う修正

(1) 県と協力して、

避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態 を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(2)~(4) (略)

- 3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動 (略)
- 4 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第16節 教育対策」の項を参照)

第2~第4 (略)

第8節 生活救援対策の実施 (略)

第9節 災害時要援護者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策 について定める。

1~5 (略)

6 外国人への情報伝達等

県及び関係団体等と協力して、外国人の被災情報を把握するとともに、かとう安全安心ネット等を活 用し、外国語による情報提供に努める。また、県及び関係団体等と相互に連絡して、安否確認(外国人 の死亡者数確認)を行う。

7~9 (略)

第10節 愛玩動物の収容対策 (略)

第11節 災害情報等の提供と相談活動

市は、関係機関と連携して災害情報や災害応急対策等の広報を行うことにより被害拡大の防止と災害応 急対策の推進に寄与する。

第1 災害広報

1 基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて 積極的に広報する。

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等

(1) 県と協力して、災害時における行政栄養士活動ガイドラインに基づき、県栄養士会等関係団体と 連携して、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態 を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

(2)~(4) (略)

- 3 こころのケアに対する相談・普及啓発活動 (略)
- 4 児童、生徒のこころのケア

(→「第3章 第17節 教育対策」の項を参照)

字句の修正

第2~第4 (略)

第8節 生活救援対策

字句の修正

第9節 災害時要援護者支援対策

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要援護者に対する情報、避難、援護等の支援対策 について定める。

1~5 (略)

6 外国人への情報伝達等

市内外国人の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行う。

(1) 安否確認

県、警察及び外国人団体等と相互に連絡して安否確認(外国人の死亡者数確認)を行う。

(2) ニーズの把握

外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握する。

(3) 相談体制の確立

外国人用の相談窓口、支援センター等を開設するよう努める。

7~9 (略)

第10節 愛玩動物の収容対策 (略)

第11節 災害情報等の提供と相談活動

災害時に被災者をはじめとする市民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策、被災者 県地域防災計画に伴う修正 又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保、融資等についての相談、要望、苦情に応ず るための相談活動、災害時における放送要請等について定める。

県地域防災計画に伴う修正

第1 災害広報

1 基本方針

被災状況・応急対策の実施状況・市民のとるべき措置等について利用できるあらゆる媒体を通じて

また、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施関係機関名等

を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供す

- (1)~(3) (略)
- (4) 避難の必要性の有無(避難勧告等の発令状況等)
- (5)~(14) (略)

2 市における広報体制等

- (1) 災害時の広報体制
- ① 災害広報責任者 (略)
- ② 広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部(市)と連携して、情報の一元化を図るとともに広 報資料を作成する。

(2) • (3) (略)

第2 災害相談

1 市における相談窓口

市民からの問い合せや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。 また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

- (1) (略)
- (2) 火葬許可書の発行
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関する問い合わせ
- (4)~(6) (略)
- (7) 保健衛生 に関すること。
- (8)~(10) (略)

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請 (略)

2 緊急警報放送

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告 等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本 法(昭和36年法律第223号)第57条に基づく無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17 号) 第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下「緊急警報放送」という。)の要請を、 やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

①~③ (略)

3 県及び放送事業者との連携

(1) 避難の準備情報、勧告及び指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ速やかに伝達す る。

を記して行う。

広報内容は、次の項目のほか、被災者等のニーズに応じた多様な内容をわかりやすい言葉で提供す

- (1)~(3) (略)
- (4) 避難の必要性の有無(避難指示 の発令状況等)
- (5)~(14) (略)

災害対策基本法改正に伴う 修正

<修正理由>

2 市における広報体制等

- (1) 災害時の広報体制
- 災害広報責任者 (略)
- ② 広報資料の作成

災害広報責任者は、広報を統括し、対策各部 と連携して、情報の一元化を図るとともに広 字句の修正 報資料を作成する。

(2) • (3) (略)

第2 災害相談

1 市における相談窓口

市民からの問い合せや生活相談に対応するため、相談窓口を設置する。 また、市民の相談に対し迅速に対応するため、必要により各部から担当者を配置する。

- (1) (略)
- (2) 火葬許可書の発行に関すること。
- (3) 食料、飲料水、救援物資等に関すること。
- (4)~(6) (略)
- (7) **保健・衛生・医療に関すること。**
- (8)~(10) (略)

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

第3 災害放送の要請

1 災害時の放送要請 (略)

2 緊急警報放送

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示 県地域防災計画に伴う修正 等、緊急に市民に対し周知する必要がある場合は、日本放送協会神戸放送局に対する、災害対策基本 法(昭和36年法律第223号)第57条に基づく無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17 号) 第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送(以下「緊急警報放送」という。)の要請を、 やむを得ない場合を除き、県知事に依頼する。

やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は次の通りである。

①~③ (略)

3 県及び放送事業者との連携

(1) 避難 指示を発令したときは、原則として県及び放送事業者へ凍やかに伝達す る。

字句の修正

<現

<改 正 後>

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

(2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難<u>勧告</u>等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第12節 廃棄物対策の実施

震災により発生した廃棄物(ガレキ、ごみ、し尿)の処理について定める。

第1 ガレキ処理

地震により発生したガレキ (倒壊した建築物そのもの、建物構造物及び建物に付随する設備等並びに家 具等収容物(生活ごみを除く。)をいう。)処理を実施する。

1 ガレキ処理の基本方針

- (1) 撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先する。
- (2) 損壊家屋からの解体廃棄物、ガレキ、残骸物等処理に長期間を要する物にあっては選別、保管、焼 却ができる処理施設とともに仮置場を十分確保する。また、破砕、分別を徹底し可能な限り再資源化 に努める。
- (3) 処理施設及び仮置場等指定場所へは、原則として被災者自ら分別搬入するものとする。(可燃物、可燃性大型ごみ、畳、木くず、不燃物、不燃性大型ごみ、金属くず、コンクリートがら等、混合廃棄物、廃家電等、有害物・爆発物・危険物等、土砂等)
- (4) 事業所にあっては自己処理を行うものとする。
- (5) 公共、公益施設にあっては管理者において処理するものとする。

2 処理作業

(1) 処理計画の策定

ガレキ処理を効率的に行うため速やかに処理計画を策定する。

- ① 処理すべきガレキの全体量の把握
- ② ガレキ処理の優先順位の決定
- ③ 十分な面積の仮置場の確保
- ④ 運搬・処理体制の確立
- ⑤ 必要な人員及び資機材の調達
- ⑥ 県、近隣市町及び廃棄物処理事業者等への応援要請
- (2) 処理

ガレキ処理計画に基づき迅速に作業等を実施する。

3 災害廃棄物の仮置場候補場所

地域名	施設名	<u>場</u> 所
社地域	上中埋立処分地	加東市上中
滝野地域	上滝野広場(上滝野公民館前駐車場)	加東市上滝野
東条地域	<u> </u>	加東市薮

4 不法投棄の監視

道路、公園等への不法投棄を防止するため、道路管理者、地区(自治会)、防犯グループ等と連携 して啓発を行う。 (2) 県及び放送事業者等と災害時における連絡方法、避難<u>指示</u>等の連絡内容等についてあらかじめ定め るとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有する。

第12節 廃棄物対策

災害により発生した廃棄物(ガレキ、ごみ、し尿)の処理について定める。

第1 ガレキ処理

(1) 地震発生後の対応

① 情報の収集及び連絡

損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

② 選別・保管・焼却等の可能な仮置場の確保

ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

- (2) 処理作業過程
- 撤去作業

地震等により損壊した建物から発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

② 全体処理量の把握

計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

③ 県等への応援要請

近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

- (3) その他
- ① 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分及び応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。
- ② 地震被害想定における建物全壊・半壊数等を勘案しながら、ガレキの処理方法等をあらかじめ定めておく。

- (1) 地震発生後の対応 (略)
- (2) ごみ収集・処理計画

ごみの収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

- (3) 処理
- ① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

(1) 地震発生後の対応 (略)

(2) 処理作業過程

① 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

避難者の生活に支障が生じることがないよう、避難所等においても生活ごみ<u>は、分別を徹底し</u>処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについても<u>分別を徹底して収集するものとする。</u>収集は、遅くとも3~4日以内には開始し、7~10日以内に収集を完了することを目標とする。

② ごみの仮置場 の確保

____ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破砕・分別など、受け入れ先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 仮置場での分別

仮置場等にあっても、分別保管をするものとする。

④ 県等への応援要請

ア (略)

1	近隣市町等でに	芯援体制が確 例	Rできない場合には、	は、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関す	る
	協定」に基づき、	県に対して、	広域的な支援要請	青を行う。	

2 ごみ処理施設等

施設	焼却処理能力	粗大ごみ処理能力	ごみ収集車両	備考
小野加東加西 環境施設事務 組合 (小野クリ ーンセンター)	<u>165 t /日当たり</u>	<u>35 t /日当たり</u>	市 7台 許可業者 14社 108台	

第3 し尿処理対策

し尿は、感染症対策上の観点から、できる限り早急に収集、処理する。

1 応急対策

(1) 情報の収集及び連絡

倒壊、焼失家屋等の汲取式便槽及び使用できなくなった下水道処理区域から排出されるし尿と下水道の復旧状況等を勘案のうえ、し尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを____ 設置する。

(3) 仮設トイレの設置

仮設トイレは、下水道使用不能地域にある次の施設から優先的に設置する。

- 指定避難所
- ② 集合住宅所在地
- ③ 住宅密集地
- (4) 消毒剤等の資機材の準備、確保 (略)
- (5) し尿収集・処理計画

仮設トイレを含めたし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

(6) 県等への応援要請

集を完了することを目標とする。

② 生活ごみの一時保管場所の確保

<u>生活</u>ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの<u>一時的な保管場所</u>

を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

③ 県等への応援要請

ア (略)

イ 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する 協定」に基づき、県に対して、広域的な<u>応援</u>要請を行う。<u>県内市町や他府県市町村等による応援</u> が困難な場合は、県に処理に関する事務委託を行うこととする。さらに、県による処理も困難な 場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

(3) 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、ごみ処理対策をあらかじめ定めておく。

第3 し尿処理対策

県地域防災計画に伴う修正

(1) 情報の収集及び連絡

<u>避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイ</u>レの必要数及び し尿の収集・処理見込み量を把握する。

(2) し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により仮設トイレを<u>避難所等に</u>設置する。<u>な</u> お、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努める。

(3) 消毒剤等の資機材の準備、確保 (略)

(4) 県等への応援要請

行> <現

<修正理由>

- ① (略)
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協 定」に基づき、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

2 し、尿処理施設等

施設	処理能力 (日量)	し尿運搬車(バキューム車)
北播衛生事務組合南部衛生公園	209 キロリットル	8台(許可業者2社所有分)

第13節 環境対策 (略)

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

災害時におけるボランティアの派遣要請、受入れ及び活動内容

について定める。

1 災害ボランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアの受入体制
 - 主として次の活動について、ボランティアの支援、協力を得ることとし、「加東市災害ボラン ティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福) 加東市社会福祉協議会と職員 の派遣等の連携を図りながら、受入窓口として災害ボランティアセンターを開設する。
 - 災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - 救援物資、資機材の配分、輸送
 - 軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入 事務

 _		

- (2) 災害ボランティアの確保と調整 (略)
- (3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項 ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランテ ィアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を 持った上で、救援活動に参加するよう周知する。
- ③~8 (略)

第15節 鉄道施設の応急対策 (略)

- ① (略)
- ② 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協 定しに基づき、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

<改 正 後>

(5) 地震被害想定結果の活用

地震被害想定における避難者数等を勘案しながら、し尿処理対策をあらかじめ定めておく。

第13節 環境対策 (略)

第14節 災害ボランティアの要請・受入れ

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボラー県地域防災計画に伴う修正 ンティアの参画が必要な場合におけるボランティアの派遣及び受入れについて定める。

1 災害ポランティアの受入れ

- (1) 災害ボランティアの受入体制
- ① 主として次の活動について、ボランティアの 協力を得ることとする。
 - 災害情報、生活情報等の収集、伝達
 - ・避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
 - 救援物資、資機材の配分、輸送
 - 軽易な応急・復旧作業
 - ・災害ボランティアの受入・紹介事務
- ② 「加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」に基づき、(福) 加東市 社会福祉協議会と連携し、受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンターを開設する。なお、 災害救助法が適用され、県から事務の委任をうけた場合、共助のボランティア活動と地方公共団 体の実施する救助の調整事務について、必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象 とすることができる。
- ③ 災害ボランティアセンターは、できるだけ市役所庁舎周辺に設置し、相互に緊密な連携をとれ るよう努める。
- (2) 災害ボランティアの確保と調整 (略)
- (3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項 ボランティアの受入窓口、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランテ ィアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守する。
- ① (略)
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を 持った上で、救援活動に参加するよう周知すること。

⑨ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。

第15節 鉄道施設の応急対策 (略)

<修正理由>

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等 の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保

関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。

1 防災体制

(1) 地域における防災体制

各支社が所管する地域(以下「地域」という。)は、当該地域 における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に 進じた対策組織を設置する。

神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害 に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- (1) 神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- ② 神戸及び播磨・但馬地域発販等非常災害対策本部
- ③ 神戸及び播磨・但馬地域送配雷非常災害対策本部
- ④ 神戸及び播磨・但馬地域発販等警戒本部
- (5) 神戸及び播磨·但馬地域送配雷警戒本部
- (2) 総本部の設置基準

非常災害対策総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ② 非常災害対策総本部の設置については、発販本部 の長と送配電本部 の長が協議し、決定 する。
- ア 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、発販部門等及び電力 本部 が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

イ (略)

(3) 体制の確立

非常事態に対処するための必要な要を凍やかに確保し、初 動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

①・② (略)

2 災害応急対策に関する事項

- (1) 災害時における情報の収集、連絡 (略)
- (2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警 察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に 努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必 要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認め

第16節 ライフラインの応急対策

ライフライン施設の早急な復旧に向けて、各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等 の情報を共有するとともに、二次災害を防止するための対策について定める。

第1 電力の確保

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、市内における電力施設の応急対策等を実施するものとされている。 県地域防災計画に伴う修正

1 防災体制

(1) 地域における防災体制

関西電力機及び関西電力送配電機の各支社が所管する地域(以下「地域」という。)は、当該地域 見地域防災計画に伴う修正 における非常事態に対処するため、支社長を本部長とする非常災害対策総本部を設置する等、本店に 進じた対策組織を設置する。

神戸及び播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、非常災害 に係る予防又は復旧対策活動を統括するため、次のとおり対策組織を設置する。

- 神戸及び播磨・但馬地域非常災害対策総本部
- ② 神戸及び播磨・但馬地域送配雷非常災害対策本部
- ③ 神戸及び播磨・但馬地域送配雷警戒本部 ※送配電とは関西電力送配電㈱のことをいう。
- (2) 総本部の設置基準

非常災害対策総本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ② 非常災害対策総本部の設置については、関西電力㈱の長と関西電力送配電㈱の長が協議し、決定 する。
- ア 非常災害が発生した場合又は発生することが予想される場合にあって、関西電力㈱と関西電 力送配電機が連携して、対応していくことが必要と認められる場合

イ (略)

(3) 体制の確立

関西電力㈱及び関西電力送配電㈱は、非常事態に対処するための必要な要を凍やかに確保し、初 動体制を確立する。また、平常時より次の体制を整備する。

①・② (略)

2 災害応急対策に関する事項

- (1) 災害時における情報の収集、連絡 (略)
- (2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警 察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に | 県地域防災計画に伴う修正 努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必 要な措置を講ずる。また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認め <現

<改 正 後>

<修正理由>

たときは、本店にあっては関西電力 の総務室長、地域にあっては 支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

- (1) 広報活動 (略)
- (2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び 停電情報アプリやインターネット 等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該 地域へ周知する。

4 要員の確保

- (1) 対策組織要員の確保 (略)
- (2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者

及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

- (1) 調達 (略)
- (2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ

調達契約をし

ている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保 (略)

6 - 7 (略)

8 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

- (1) (略)
- (2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- 送電設備 (略)
- 変電設備 (略)
- ③ 配電設備 (略)
- ④ 通信設備 (略)
- (3) 災害時における安全衛生 (略)
- 9 災害復旧に関する事項 (略)

第2~第5 (略)

たときは、本店にあっては関西電力機の総務室長、地域にあっては<mark>関西電力㈱及び関西電力送配電機</mark> の支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

3 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

- (1) 広報活動 (略)
- (2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、 県地域防災計画に伴う修正 停雷情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当 該地域へ周知する。

4 要員の確保

- (1) 対策組織要員の確保 (略)
- (2) 復旧要員の広域運営

関西電力機及び関西電力送配電機は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源 規地域防災計画に伴う修正 開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

- (1) 調達 (略)
- (2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ<mark>関西電力㈱及び関西電力送配電㈱</mark>と調達契約をし | 県地域防災計画に伴う修正 ている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

- (3) 復旧用資機材置場等の確保 (略)
- 6 7 (略)

8 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合または工事力を動員してもなお応援を必要と すると判断される場合には、対策組織の長は、県知事に対して、関西電力㈱及び関西電力送配電㈱が自 衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

県地域防災計画に伴う修正

9 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を次のとおり実施する。

- (1) (略)
- (2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

① 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

② 送電設備 (略)

- ③ 変電設備 (略)
- 4 配電設備 (略)
- (5) 通信設備 (略)
- (3) 災害時における安全衛生 (略)
- 10 災害復旧に関する事項 (略)

第2~第5 (略)

県地域防災計画に伴う修正

数字のずれ

数字のずれ

数字のずれ

数字のずれ 数字のずれ

数字のずれ

〈現 行〉

<改 正 後>

<修正理由>

第17節 教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定め る。

- 1 災害時に学校の果たすべき役割 (略)
- 2 応急教育の実施のための措置
- (1) <u>教育委員会は、</u>児童生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を 講じるとともに、播磨東教育事務所に報告する。

①~④ (略)

(2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

①~③ (略)

- (3) 災害救助法が適用された場合の措置
- ① 市は、学校及び市教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

ア対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支 障のある児童生徒

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具及び通学用品

3 心の健康管理

教育委員会は、次の措置を講じる

(1) • (2) (略)

4 教育施設の応急復旧対策

市は、災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

市は、被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、 一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等 (略)

第18節 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の こころの安定を図るための保育対策を定める。

- 1 地震発生時の措置 (略)
- 2 応急保育

(1)~(4) (略)

(5) <u>教育対策部</u>は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等からの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第19節 警備対策

第17節 教育対策

災害発生時における児童生徒及び教職員の保護及び支援、教育施設等の復旧に向けた対策について定める。

- 1 災害時に学校の果たすべき役割 (略)
- 2 応急教育の実施のための措置

①~④ (略)

(2) _____被災状況により次の措置を講じる。

①~③ (略)

(3) 災害救助法が適用された場合の措置

学校の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障 のある児童生徒

② 学用品の品目

教科書、教材、文房具及び通学用品

3 心の健康管理

(1) • (2) (略)

4 教育施設の応急復旧対策

_____災害発生後速やかに市が管理する教育施設等の被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 教育施設

被害状況を、播磨東教育事務所を通じて、県教育委員会に報告するとともに、状況により、 一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 指定文化財等 (略)

第18節 保育対策

災害時において、乳幼児を持つ市民が安心して生活再建活動に専念できるよう援助し、併せて乳幼児の こころの安定を図るための保育対策を定める。

- 1 地震発生時の措置 (略)
- 2 応急保育

(1)~(4) (略)

(5) 市 は、園長に適切な応急対策等に関して指示を行い、市からの情報の伝達、こども園等か 字句の修正 らの報告体制の万全を図る。また、衛生管理、復旧対策全般について総括的指導を行う体制をとる。

第19節 警備対策

字句の修正

県地域防災計画に伴う削除

「市は、」の削除

<現

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1)~(3) (略)
- (4) 準災害警備本部体制
- ①・② (略)
- ③ 県内の大雨、 大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。
- 2 災害警備体制の発令等 (略)

第20節 旅客、帰宅困難者対策 (略)

第21節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1~3 (略)

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対
 策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

- 5 果樹 (略)
- 6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図るこ ととする。

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることと する。

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

地震により被災した公共十木施設等の復旧に向けた迅速な対応、及び二次災害の抑制と防御に向けた 対策について定める。

第1 - 第2 (略)

第3河川

河川管理者は次の措置を講じるものとする。

- 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- 危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図
- (3) 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を図る。
- (4) 河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。

1 警察本部の災害警備本部体制の種類及び発令基準

- (1)~(3) (略)
- (4) 準災害警備本部体制
- ①・② (略)
- ③ 県内の大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪及び高潮に係る警報の発表があったとき。

<改 正 後>

2 災害警備体制の発令等 (略)

第20節 旅客、帰宅困難者対策 (略)

第21節 農林関係対策

災害による農林業関係施設が被災した場合における応急対策について定める。

1~3 (略)

4 野菜

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対 策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

字句の修正

<修正理由>

県地域防災計画に伴う修正

- 5 果樹 (略)
- 6 花き

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る

字句の修正

7 しいたけ

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る

字句の修正

第22節 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策等

本震により損傷を受けた施設等について、余震活動や地震災害直後の豪雨により、さらにその破壊が進し県地域防災計画に伴う修正 み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第1 第2 (略)

第3河川

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図
- (3) 河川管理者は、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修繕を早期に実施する。

第4~第7 (略)

第8 宅地

(1)~(3) (略)

第9~第11 (略)

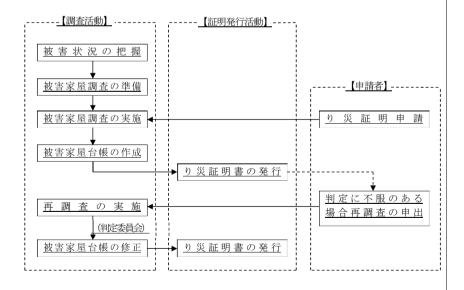
第23節 り災証明

地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、地震による被害について市長が確認できる 範囲で証明する。

1 発行の手続き

2 証明の対象

被災者のり災証明願に対して「り災台帳」により確認のうえ「り災証明書」を発行する。 なお、「り災台帳」により確認できないときでも、申請者の立証資料により確認できるときは、「り災 証明書」を発行できるものとする。



(4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持 (河川の埋塞に係るものに限る。) について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械 力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第4~第7 (略)

第8 宅地

(1)~(3) (略)

(4) 市は、被災宅地の危険度判定を実施するための被災宅地危険度判定実施本部を設置する。 県は、市の実施する危険度判定活動を支援するための被災宅地危険度判定支援本部を設置し、市からの要請に応じて、被災宅地危険度判定士に協力を依頼するなどの支援業務にあたる。

県地域防災計画に伴う追記

第9~第11 (略)

り災証明については、第2章 第2節第6で扱っており、内 容が重複しているため削除

<修正理由>

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で被災した不動産及び動産等について証明するものと する。

なお、火災にかかるものについては、消防長が証明する。

3 広報

り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、防災行政無線、CATV及び広報誌等により被災者 への周知を図る。

第4編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業の実施 (略)

第2章 生活再建支援

第1 災害弔慰金等の支給等

市は、次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被 災 台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

1~4 (略)

第2~第6 (略)

第7 公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。

- (1)~(7) (略)
- (8) ごみ 手数料の減免
- (9) り災証明発行手数料の減免

第8 職業のあっせん (略)

第3章 第4章 (略)

第4編 災害復旧計画

第1章 災害復旧事業の実施 (略)

第2章 生活再建支援

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、 県地域防災計画に伴う修正 被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第1 災害弔慰金等の支給等

市は、次の措置を講じる。

なお、支援措置の早期実施を図るため、家屋被害認定士を活用して発災後速やかに被災状況を調査し、被字句の修正 災者台帳を作成するなど、り災証明書等の交付体制を整備する。

1~4 (略)

第2~第6 (略)

第7 公共料金の特例措置

被災住民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて特例措置を講じるものとされている。

- $(1)\sim(7)$ (略)
- (8) 廃棄物処理手数料の減免

字句の修正

り災証明書の発行手数料を 徴収していないため削除

第8 職業のあっせん (略)

第9 その他

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や 被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる 環境の整備に努める。

第3章 第4章 (略)

第5編 災害復興計画

第1章 組織の設置 (略)

第2章 復興計画の策定

被災地の復興を計画的に推進する必要があると認められるときは、復興に係る計画を策定する。

第1 復興計画の策定手順

1 準備

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため 次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、住民等への意見募集
- (2) (3) (略)

2 策定

計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、住民、 企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復 興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。

(2) • (3) (略)

〈 計画構成例 〉

①~⑤ (略)

想定される事業分野・生活

- ア住宅
- イ 保健・医療
- ウ 福祉
- エ 教育・文化
- オ産業・雇用
- カ 環境
- キ 都市及び都市基盤 等

第2 復興計画の内容

基本的 考え方

第5編 災害復興計画

第1章 組織の設置 (略)

第2章 復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地の市民の一日も早い生活の安定と被災地の凍やかな復興を総合的に推進する
県地域防災計画に伴う修正 ため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

県地域防災計画に伴う修正

(第2「2構成」の記載位置

<修正理由>

第1 復興計画の策定手順

1 復興計画策定における手順

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「復興計画ー基本構想ー」、 中長期の総合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別 緊急復興計画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため 次の取り組みに配慮する。

- (1) 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、市民等への意見募集
- (2) (3) (略)

2 策定上の留意事項及び計画構成例

計画策定においては、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

(1) 多様な行動主体の参画と協働

市民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取り組みが重要であり、行政は、市民、 企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復 興を進めていく新たなしくみづくりに配慮する。その際、特に女性や要配慮者の参画を促進する。 (2) • (3) (略)

字句の修正

字句の修正

字句の修正

字句の修正

の修正)

県地域防災計画に伴う修正

〈 計画構成例 〉

①~⑤ (略)

想定される事業分野

- 生活
- 住宅
- 保健・医療
- 福祉
- 教育・文化
- 産業・雇用
- 環境
- 都市及び都市基盤 等

第2 復興計画の内容

1 復興計画の基本的な考え方

<現 行> <改 正 後>

<修正理由>

総合計画との整合性を図りつつ。被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分 に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけではなく、新 たな視点から地域を再生することを目指し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じた復興計画を策定 する。

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画(復興方針)に即して復興計画を作成し、同計 画に基づき市街地再開発事業、土地改良 事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地 の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請 する。

2 構成

復興計画の策定及び推進に当たっては、復興計画策定の基本方針としての「基本構想」、中長期の総 合的な復興の推進を図るための「復興計画」、緊急の対応を要する分野についての「分野別緊急復興計 画」等を策定し、明確な戦略とスケジュールのもとで復興を推進していく。

3 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興 計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定 する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定 する。

〈 計画項目例 〉

- ① (略)
- ② 保健・医療・福祉サービスの充実

宅サービスの充実、医療の確保、

障害者、高齢者などへの家事援助や保健活動などの

こころのケア対策等

③~⑥ (略)

(2) 住字復興計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じ て策定する。

〈 計画項目例 〉

① 早期の恒久住宅建設

県・公団・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

②~④ (略)

(3) 都市 復興計画

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等 を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて 策定する。

〈 計画項目例 〉

① 主要交通施設の整備 道路等の主要交通施設の早期復旧と耐災化・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備 (略)

市は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画(復興方針)に即して復興計画を作成し、同計 画に基づき市街地再開発事業、土地区画整理事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地│県地域防災計画に伴う修正 の利用状況が変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

市は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請 する。

1 段落と 2 段落で内容が重 複しているため、1 段落を削

記載位置の修正(第1「1復 興計画策定における手順」に

2 分野別緊急復興計画

被災地域の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興 計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、次に示す分野等の緊急復興計画を策定 する。

(1) 生活復興計画

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定

〈 計画項目例 〉

- ① (略)
- ② 保健・医療・福祉サービスの充実

障害者、高齢者などへの家事援助や介護予防、生活習慣病の悪化・増加の防止等の保健活動、在 | 県地域防災計画に伴う修正 宅サービスの充実、医療の確保、アルコール問題やPTSD・自殺対策など、こころのケア対策等

③~⑥ (略)

(2) 住字復興計画

被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じ て策定する。

〈 計画項目例 〉

① 早期の恒久住宅建設

県・機構・公社等の協力、民間活力を活用した早期建設等

②~④ (略)

(3) 都市基盤復興計画

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、主要交通施設、ライフライン、その他公共土木施設等 を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するため、都市基盤の復興計画を必要に応じて 策定する。

〈 計画項目例 〉

① 主要交通施設の整備 道路等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等

② 被災市街地の整備 (略)

数字のずれ

<現 行

<改 正 後> <修正理由>

③ ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐災性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

- ④ 防災基盤の整備 (略)
- (4) 産業復興計画

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築 相談助言・支援体制の確立、 中小企業・商店街の早期再建支援等
- ② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成

企業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等

- ③ 産業配置と広域的連携 (略)
- ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成 地域産業を支える人材育成・確保、

自立的就業支援等

(5) その他 (略)

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(平成14年法律第92号。<u>以下「南海トラフ地震特措法」という。</u>)第5条第2項の規定に基づき、<u>南海トラフ地震防災対策推進地域について、</u>南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 · 第3 (略)

第2章 関係者との連携協力の確保 (略)

第3章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

(3) ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と耐震性の強化、情報通信システムの信頼性・安全性の向上等

- ④ 防災基盤の整備 (略)
- (4) 産業復興計画

著しい被害を受けた地域産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した市民生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

〈 計画項目例 〉

- ① 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築 相談助言・支援体制の確立、金融税制面の支援、中小企業・商店街の早期再建支援等
- ② 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成 次世代型産業構造転換への支援や起業家支援など新産業の導入・育成、企業の誘致促進等
- ③ 産業配置と広域的連携 (略)
- ④ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成 地域産業を支える人材育成・確保、労働力需給調整機能の充実強化と自立的就業支援等
- (5) その他 (略)

付 編

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1 推進計画の目的

この計画は、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震(南海トラフ及びその周辺の地域における地 殻の境界を震源とする大規模な地震)に備え、 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法(平成14年法律第92号。

_南海トラフ地震の発生による円滑な避難の確保に関する事項、南海ト

ラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災 対策の推進を図ることを目的とする。

第2・第3 (略)

第2章 関係者との連携協力の確保 (略)

第3章 地震の連続発生等への対応

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

字句の修正

県地域防災計画に伴う修正

第1 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表す

<現 行> <改 正 後> <修正理由>

る南海トラフ地震臨時情報は、次の3種類ある。

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はブ レート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連 性について調査を開始する旨を示す情報

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された 場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や 想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7. 0以上の地震(ただ)。太平洋プレートの沈 み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界 面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と 比べて相対的に高まっている旨を示す情報

第2 時間差発生等における円滑な避難の確保等

項目の修正

1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

項目の修正

南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震 県地域防災計画に伴う修正 警戒、巨大地震注意)等の発表に備え、防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以 上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観 測されたとき、災害対策本部を設置する。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措 項目の修正 置

(1) 配備体制

項目の修正

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・ 伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員による連絡体制で対応する。収集し た情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

項目の修正

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、 生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケー ブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度4以上の地 震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

項目の修正

第3 災害応急対策をとるべき期間等 (略)

震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。

○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。市内で震度5強以上の地震が観測

○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第 1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、防災課は自動参集とし、情報の収集・

伝達は、市内で震度4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員による連絡体制で対応する。収集し

た情報は市長に報告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、

生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケー

ブルテレビ及びホームページにて周知する。市民からの問い合わせについては、市内で震度4以上の地

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

防災課は自動参集とし、情報の収集・伝達は、市内で震度4以上

第1 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) の伝達等 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、

されたとき、災害対策本部を設置する。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等 (略)

<修正理由> <改 正 後>

第4 避難対策等 (略)

第5 水道関係 (略)

第6 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図 書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 各施設に共通する事項
- ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄(備蓄場所は防災備蓄倉庫)
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ など情報を入手する ための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視
- (2) 個別事項
- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- ウ 小中学校においては、児童生徒等に対する保護
- エ 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとる ほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対 し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第7 滞留旅客等に対する措置 (略)

○南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、災害対策本部等の設置等

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度 4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報 告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

第2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情

(4) 避難対策等 (略)

(5) 水道関係 (略)

(6) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、資料館、図 書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- ア 各施設に共通する事項
- ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄(備蓄場所は防災備蓄倉庫)
- 消防用設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手する 県地域防災計画に伴う修正 ための機器の整備
- 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

- 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- ・病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
- 学校においては、児童生徒等に対する保護
- 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ

② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又は現地災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①のアに掲げる措置をとる ほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対 し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ・自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- 無線通信機等通信手段の確保
- 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (7) 滞留旅客等に対する措置 (略)

3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合における災害応急対策に係る措 置

(1) 配備体制

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報の収集・伝達は、市内で震度 4以上の地震が観測されるまでは、防災課職員により連絡体制で対応する。収集した情報は市長に報 告を行う。市内で震度5強以上の地震が観測されたとき、災害対策本部を設置する。

(2) 市民等への周知

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情

項目の修正

項目の修正

項目の修正

項目の修正

字句の修正

項目の修正

<現 行:

<改 正 後>

<修正理由>

報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。

第3 災害応急対策をとるべき期間等 (略)

<u>第4</u> 市のとるべき措置 (略)

第4章 - 第5章 (略)

- 報、生活関連情報など市民に密接に関係のある事項について、防災行政無線、かとう安全安心ネット、ケーブルテレビ及びホームページにおいて周知する。
- (3) 災害応急対策をとるべき期間等 (略)
- (4) 市のとるべき措置 (略)

第4章 第5章 (略)

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

県地域防災計画に伴う追記

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本 に、その必要性及び緊急度に従い、実施する。
- (2) 施設整備の計画に当たっては、南海トラフ地震に対する防災効果を考慮する。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。